

司法書士全国会員数

2007/2/1現在

資料3-1
参考資料

会名	会員数	(主)法人数	計
札幌会	373	3	376
函館会	47	0	47
旭川会	69	0	69
釧路会	92	2	94
宮城県会	274	1	275
福島県会	281	2	283
山形県会	169	0	169
岩手県会	158	0	158
秋田県会	125	0	125
青森県会	128	0	128
東京会	2,733	48	2,781
神奈川県会	783	19	802
埼玉会	677	5	682
千葉会	562	18	580
茨城会	283	1	284
栃木県会	209	0	209
群馬会	294	1	295
静岡県会	419	4	423
山梨県会	134	0	134
長野県会	357	0	357
新潟県会	305	4	309
愛知県会	962	10	972
三重県会	261	1	262
岐阜県会	344	1	345
福井県会	137	1	138
石川県会	181	0	181
富山県会	162	0	162
大阪会	1,969	34	2,003
京都会	472	7	479
兵庫県会	870	9	879
奈良県会	188	2	190
滋賀県会	169	1	170
和歌山県会	160	0	160
広島会	443	7	450
山口県会	248	2	250
岡山県会	304	6	310
鳥取県会	106	1	107
島根県会	124	0	124
香川県会	169	0	169
徳島県会	156	0	156
高知県会	121	1	122
愛媛県会	248	1	249
福岡県会	743	6	749
佐賀県会	116	1	117
長崎県会	160	0	160
大分県会	168	1	169
熊本県会	324	5	329
鹿児島県会	287	2	289
宮崎県会	169	1	170
沖縄県会	206	1	207
計	18,439	209	18,648

平成17年度 中・高等学校に対する法律教育への講師派遣状況

平成18年6月 日本司法書士会連合会調査

会名	派遣校数	主な講義内容・テーマ
札幌会	10校	契約成立、架空請求、キャッチセールスなど
函館会	0校	未開催
旭川会	0校	未開催
釧路会	0校	未開催
宮城県会	10校	消費者教育
福島県会	23校	契約総論・消費者金融・クレジット・悪質商法など
山形県会	14校	身近な契約
岩手県会	18校	クレジット・多重債務
秋田県会	0校	未開催
青森県会	12校	自分を守るための法律知識 消費者契約等
東京会	11校	司法書士資格について、クレ・サラ問題、架空請求、詐欺、訪問販売による被害、携帯電話・インターネットによるトラブル、職業・アルバイトに関する法律
神奈川県会	24校	身近な契約、くらしのトラブル等
埼玉会	26校	お金の貸し借り、クレジットカード、保証人など 悪質商法、消費者金融
千葉会	8校	考えよう身近な契約
茨城会	2校	考えよう身近な契約
栃木県会	0校	※H18年度は1校で実施
群馬会	0校	※H18年度は10校で実施
静岡県会	13校	契約社会を生き抜く
山梨県会	1校	お金の貸し借り、金利の問題
長野県会	14校	消費者教育
新潟県会	11校	考えよう身近な契約
愛知県会	41校	消費者教育、悪質商法、携帯電話
三重県会	20校	考えよう身近な契約
岐阜県会	14校	消費者教育
福井県会	11校	消費者教育
石川県会	25校	総合的な学習
富山県会	0校	未開催
大阪会	54校	消費者問題、悪質商法、カードの基礎知識、クレサラ、契約等
京都会	18校	消費者教育
兵庫県会	35校	消費者問題、悪質商法、カードの基礎知識、クレサラ、契約等
奈良県会	0校	※H18年度は2校で実施
滋賀県会	0校	※H18年度は1校で実施し、3年生の全クラスで授業
和歌山県会	2校	消費者教育
広島会	31校	消費者教育
山口県会	2校	カード・契約、保証、悪質商法等について
岡山県会	2校	クレジットと悪質商法
鳥取県会	7校	携帯電話・メールを悪用した被害にあわないために、高校生のための法律教室
島根県会	4校	消費者教育
香川県会	0校	未開催
徳島県会	7校	考えよう身近な契約
高知県会	0校	※H18年度は実施
愛媛県会	1校	私法と消費者保護 契約とはなにか クレジット・サラ金問題
福岡県会	5校	クレ・サラ、契約、連帯保証人、悪質商法、クーリングオフ等
佐賀県会	12校	考えよう身近な契約 消費者教育
長崎県会	0校	未開催
大分県会	10校	消費者教育
熊本県会	3校	法律教室
鹿児島県会	51校	社会に出る前に知って得する本
宮崎県会	11校	消費者教育
沖縄県会	23校	消費者金融に関する法的な仕組み
計	586校	

会名	派遣年月日	具体的派遣先	派遣数 会員数	受講者数	実施した教科	場 所	実施時間	講義・講演の方法	使用した教材
札幌会	2005/8/27	NPO法人A	2名	30名	不明	フリースペース	90分	契約の成立、架空請求、キャッチセールス、金利	オリジナル
	2005/9/6	A高等学校	2名	36名	不明	教室	60分	契約の成立、架空請求、金利	オリジナル
	2005/9/16	B高等学校	2名	350名	不明	体育館	50分	契約の成立、架空請求、キャッチセールス、	オリジナル
	2005/10/14	C高等学校	2名	180名	不明	体育館	50分	契約の成立、架空請求、キャッチセールス、	オリジナル
	2005/11/2	D高等学校	3名	279名	不明	体育館	50分	契約の成立、架空請求、キャッチセールス、	オリジナル
	2005/11/21	E高等学校	2名	60名	不明	教室	120分	契約の成立、架空請求、金利	オリジナル
	2005/11/30	F高等学校	1名	70名	不明	教室	100分	契約の成立、キャッチセールス、金利	オリジナル
	2005/12/9	G高等学校	7名	243名	不明	教室	50分×7 クラス	契約の成立、架空請求、キャッチセールス、	オリジナル
	2005/12/17	NPO法人A	2名	8名	不明	フリースペース	90分	考える授業(中古ゲームソフトの売買)	オリジナル
	2006/1/23	H高等学校	2名	60名	不明	教室	120分	契約の成立、架空請求、金利	オリジナル
	2005/1/25	I高等学校	4名	310名	不明	教室	50分×8 クラス	契約の成立、架空請求、キャッチセールス、	オリジナル
	2006/1/26	J高等学校	2名	330名	不明	体育館	50分	契約の成立、架空請求、キャッチセールス、	オリジナル
函館会	未開催								
旭川会	未開催								
釧路会	未開催								
宮城県会	2005/6/24	A高等学校	4名	460名	不明	体育館	50分	寸劇を交えた講義	OHP
	2005/11/2	B高校	6名	260名		体育館	50分		
	2005/11/2	C高等学校	5名	80名		実習室	50分		
	2005/11/9	C高等学校	5名	80名		視聴覚室	50分		
	2005/11/17	D高等学校	5名	194名		体育館	90分		
	2005/11/22	A中等学校	4名	48名		視聴覚室	45分		
	2005/11/24	E高等学校	5名	156名		柔道場	50分		
	2005/11/30	F高等学校	4名	107名		視聴覚室	50分		
	2005/12/2	G高等学校	5名	232名		剣道場	100分		
	2006/3/16	H高等学校	3名	40名		教室	135分		

会名	派遣年月日	具体的派遣先	派遣数 会員数	受講者数	実施した教科	場 所	実施時間	講義・講演の方法	使用した教材
福島県会	2005/9/29	A高等学校	3名	100名	契約総論、消費者被害対策	格技場	80分	各高校大体下記の講義 契約総論、印鑑、クレジット契約、金利、多重債務についての講義及び保証人、名義貸し、インターネットトラブル 消費者被害を講師が寸劇にて被害の実演を行い、解説を加えた。 同時にクーリングオフの説明を加えて行った。 一番最後に、被害にあった場合の相談連絡先を告知した。	県会の作成した、法律教室マニュアルを使用し、一部消費生活センター発行の資料利用
	2005/10/4	B高等学校	4名	150名		体育館	100分		
	2005/10/13	C高等学校	4名	150名		体育館	90分		
	2005/10/27	D高等学校	4名	109名		体育館	50分		
	2005/10/31	E高等学校	2名	280名		体育館	50分		
	2005/11/9	F高等学校	4名	450名		体育館	60分		
	2005/11/10	G高等学校	3名	70名		視聴覚室	110分		
	2005/11/17	H高等学校	4名	150名		体育館	50分		
	2005/11/21	I高等学校	3名	200名		体育館	90分		
	2005/12/1	J高等学校	3名	45名		視聴覚室	90分		
	2005/12/2	K高等学校	3名	150名		格技場	60分		
	2005/12/8	A中等学校	4名	100名		音楽室	90分		
	2005/12/8	L高等学校	1名	90名		視聴覚室	90分		
	2005/12/15	M高等学校	3名	75名		格技場	90分		
	2005/12/20	O高等学校	1名	190名		体育館	90分		
	2006/1/17	P高等学校	2名	140名		体育館	60分		
	2006/1/19	Q高等学校	3名	200名		体育館	50分		
	2006/1/19	R高等学校	3名	137名		体育館	50分		
	2006/1/20	S高等学校	4名	40名		視聴覚室	90分		
	2006/1/27	T高等学校	2名	70名		視聴覚室	50分		
	2006/1/27	U高等学校	5名	240名		格技場	50分		
	2006/2/2	V高等学校	2名	250名		講堂	50分		
	2006/2/10	W高等学校	2名	63名		視聴覚室	100分		
山形県会	2005/10/21	A高等学校	1名	40名		教室	60分	講義	アクセスブック
	2005/11/22	B高等学校	2名	200名		体育館	60分		
	2006/1/17	C高等学校	2名	110名		視聴覚室	50分		
	2006/1/17	D高等学校	2名	190名		センターホール	50分		
	2006/1/18	E高等学校	2名	235名		体育館	60分		
	2006/2/10	F高等学校	4名	120名		多目的教室	60分		
	2005/2/10	G高等学校	3名	240名		柔道場	60分		
	2005/2/13	H高等学校	2名	135名		会議室	60分		
	2005/2/15	I高等学校	3名	120名		多目的教室	60分		
	2005/2/16	J高等学校	3名	140名		講堂	60分		
	2005/2/22	K高等学校	2名	158名		体育館	60分		
	2005/2/8	L高等学校	4名	60名		講堂	60分		
	2005/2/16	M高等学校	2名	70名		視聴覚室	60分		
	2005/2/27	N高等学校	1名	300名		講堂	60分		

会名	派遣年月日	具体的派遣先	派遣数 会員数	受講者数	実施した教科	場 所	実施時間	講義・講演の方法	使用した教材
岩手県会	2005/11/16	A高等学校	2名	50名			50分	ビデオを見せた後、解説を加え、クレジット・多重債務問題等について講義する	ビデオ借りすぎ、使いすぎに注意
	2005/12/1	B高等学校	1名	112名			50分		
	2005/12/5	C高等学校	2名	114名			65分		
	2005/12/5	D高等学校	1名	78名			60分		ビデオ借りすぎ、使いすぎに注意
	2005/12/6	E高等学校	2名	65名			70分		
	2005/12/7	F高等学校	2名	287名			45分		
	2005/12/15	G高等学校	2名	88名			50分		ビデオ借りすぎ、使いすぎに注意
	2005/12/20	H高等学校	1名	102名			120分		
	2006/1/20	I高等学校	1名	46名			50分		
	2006/1/26	J高等学校	2名	122名			55分		ビデオ借りすぎ、使いすぎに注意
	2006/1/31	K高等学校	1名	41名			55分		
	2006/2/10	L高等学校	1名	79名			50分		
	2006/2/14	M高等学校	1名	249名			60分		
	2006/2/14	N高等学校	2名	46名			90分		
	2006/2/17	O高等学校	1名	92名			60分		
	2006/2/20	P高等学校	1名	70名			50分		ビデオ借りすぎ、使いすぎに注意
	2006/2/23	A中等学校	1名	17名			115分		
	2006/2/27	Q高等学校	1名	53名			55分		
秋田県会	未実施								
青森県会	2005/11/28	A高等学校	1名	77名		体育館	50分	講師1名による講義	適宜
	2005/11/30	B高等学校	7名	282名		教室(7クラス)	50分	7名による講義	
	2005/11/30	C高等学校	3名	200名		教室/視聴覚室	110分	3名による講義	
	2005/12/5	D高等学校	2名	70名		視聴覚室	50分	2名による講義	
	2005/12/7	E高等学校	2名	120名		教室/視聴覚室	110分	2名による講義	
	2005/12/9	F高等学校	2名	62名		体育館	110分	2名による講義	
	2006/1/17	G高等学校	1名	60名		視聴覚室	50分	1名による講義	
	2006/1/31	H高等学校	1名	120名		体育館	60分	1名による講義	
	2006/2/9	I高等学校	1名	159名		体育館	50分	1名による講義	
	2006/2/15	J高等学校	1名	109名		体育館	50分	1名による寸劇を交えた講義	
	2006/2/16	K高等学校	5名	167名		教室	75分	5名による寸劇を交えた講義	
	2006/2/22	L高等学校	1名	200名		礼拝堂	60分	1名による寸劇を交えた講義	

会名	派遣年月日	具体的派遣先	派遣数 会員数	受講者数	実施した教科	場 所	実施時間	講義・講演の方法	使用した教材
東京会	2005/6/1	A高等学校	1名	1300名		体育館	50分	クレジットカード、悪質商法、インターネット、携帯サイト犯罪	
	2005/9/17	B高等学校	1名			小ホール	90分	悪質商法、被害に遭わない心掛け及び被害に遭ったときの対処法	
	2005/10/12	C高等学校	1名	402名		体育館	50分	携帯に関わる事件の予防策	
	2005/10/28	D高等学校	1名	560名		体育館	60分	キャッチセールス関係の悪質商法、アルバイト先とのトラブル対処法	
	2005/10/31	E中学校・高等学校	1名	651名		J校4階大教室	40分	インターネット、携帯電話に関するトラブル、2チャンネル掲示板の取扱い	
	2005/10/28	A中学校		2～3名		司法書士事務所	60分	地域の公共機関などを訪問し、そこで働いている人に仕事のことを質問し、「働くこと」「職業」について学びたい	
	2005/11/4								
	2005/11/14	F高等学校	1名			2階調理室	40分×3	将来の進路選択に必要な資質及び職業について基礎的な知識の習得、職業・アルバイトに関わる法律問題	
	2005/11/15	B中学校	1名	180名		多目的室	50分	悪質商法等消費者問題等	
	2005/11/15	G高等学校	1名	280名		普通教室	50分	キャッチセールス等の悪質商法、クレジットカード、クレジット契約のしくみ、カードでのキャッシングや消費者金融からの借入れに伴う利息、アルバイト先とのトラブル対処法	
	2005/11/18		1名	280名					
	2005/11/24		1名	280名					
	2005/12/1	H高等学校	1名	268名		本校	60分	社会人になるために心得ておくべき法律知識について	
	2005/12/7	I高等学校	1名	20名		第3選択室	40分	多重債務問題について	
	2006/1/28	I高等学校							
	2006/1/30	I高等学校							
	2006/1/31	I高等学校							

会名	派遣年月日	具体的派遣先	派遣数 会員数	受講者数	実施した教科	場 所	実施時間	講義・講演の方法	使用した教材
神奈川県会	2005/5/19	A高等学校	4名	40名	社会科		100分	パンフレットを使用して講義	「くらしのトラブルQ&A」「契約のきりふだ」
	2005/6/15	B高等学校	3名	150名	家庭科				「考えよう身近な契約」
	2005/7/8	C高等学校	2名	100名					
	2005/7/21	Y地区夏休み暮らしの高校生講座	3名	300名		消費生活センター			
	2005/8/27	C高等学校	2名	60名	家庭科		150分	パワーポイントによる説明	神奈川県会オリジナルテキスト、「契約のトラブル」
	2005/10/3	D高等学校	3名	250名	理科		120分	パンフレットを使用して講義	「考えよう身近な契約」
	2005/10/5	E高等学校	2名	450名			90分	オリジナルテキストによる講義	オリジナルで地元司法書士が作成した資料
	2005/10/7	F高等学校	2名	30名			90分	パンフレットを使用して講義	「契約のきりふだ」
	2005/10/17	G高等学校	1名					パワーポイントによる説明	高校側が用意した資料
	2005/11/18	H高等学校	1名	200名	社会科			パンフレットを使用して講義	「契約のきりふだ」「考えよう身近な契約」
	2005/11/24	I高等学校	5名	40名	社会科		90分		「契約のきりふだ」「考えよう身近な契約」「くらしのトラブル」
	2005/11/25	J高等学校	1名	35名					「契約のきりふだ」「考えよう身近な契約」
	2005/11/28		1名	35名					「契約のきりふだ」「考えよう身近な契約」
	2006/1/13	K高等学校	1名	300名				パワーポイントによる説明	「契約のきりふだ」
	2006/1/14	L高等学校	4名	290名	総合授業			パンフレットを使用して講義	「契約のきりふだ」「考えよう身近な契約」
	2006/1/16	M高等学校	2名	60名			80分	パワーポイントによる説明	「契約のきりふだ」
	2006/1/17		1名	60名					
	2006/1/19		1名	60名					
	2006/1/20		1名	60名					
	2006/1/18	N高等学校	2名	100名	社会科		150分	パンフレットを使用して講義	「きみはりっち?」「考えよう身近な契約」司法書士会案内パンフレット
	2006/1/27	O高等学校	2名	700名			60分	パワーポイントによる説明	「契約のきりふだ」
	2006/1/30	P高等学校	1名	200名			60分		
	2006/2/1	Q高等学校	1名	30名			50分		
	2006/2/8	R高等学校	2名	40名				パンフレットを使用して講義	「契約のきりふだ」「考えよう身近な契約」
	2006/2/14	S高等学校	2名	300名			110分	パワーポイントによる説明	「契約のきりふだ」「きみはりっち?」
	2006/2/20	T高等学校	2名	80名			50分		「考えよう身近な契約」
	2006/2/23	U高等学校	2名	80名			60分	パンフレットを使用して講義	「契約のきりふだ」「考えよう身近な契約」「きみはりっち?」「くらしのトラブルQ&A」
	2006/3/1	V高等学校	1名	30分			60分		「契約のきりふだ」「考えよう身近な契約」「くらしのトラブルQ

会名	派遣年月日	具体的派遣先	派遣数 会員数	受講者数	実施した教科	場 所	実施時間	講義・講演の方法	使用した教材
埼玉会	2005/11/17	A高等学校	1名	3年生80人			45分	1学年全員に対して講師1名が講演形式 でおこなう場合が多いが、一方的な講義 にならないよう、予め用意したクイズを生 徒に答えてもらうなど、双方向型の講義 になるよう配慮している。中には学校側 の要望で、1学年全クラスにそれぞれ講 師を派遣し、通常の授業形式で講義をお こなっている学校もある。	学校側の要望を聞いた上、 基本的には各担当講師に 任せているが、講師経験の 浅い会員や資料を準備する 時間の無い会員向けに、会 オリジナルのテキスト及び サンプル講義台本を用意し ている。
	2005/12/1	B高等学校	1名	3年生180人			70分		
	2005/12/1	C高等学校	1名	3年生320人			90分		
	2005/12/1	D高等学校	1名	3年生100人			60分		
	2005/12/19	E高等学校	1名	3年生130人			50分		
	2005/12/20	F高等学校	1名	3年生294人			60分		
	2005/12/20	G高等学校	1名	3年生144人			40分		
	2005/12/20	H高等学校	1名	3年生197人			80分		
	2005/12/20	I高等学校	1名	3年生280人			75分		
	2006/1/12	J高等学校	1名	3年生240人			110分		
	2006/1/12	K高等学校	1名	3年生235人			50分		
	2006/1/12	L高等学校	1名	3年生200人			50分		
	2006/1/13	M高等学校	1名	3年生50人			90分		
	2006/1/13	N高等学校	1名	3年生217人			110分		
	2006/1/14	O高等学校	1名	食物科 2.3年生66			90分		
	2006/1/18	P高等学校	1名	3年生220人			50分		
	2006/1/18	Q高等学校	1名	3年生220人			60分		
	2006/1/19	R高等学校	1名	3年生330人			75分		
	2006/1/19	S高等学校	1名	3年生122人			50分		
	2006/1/19	T総合高等学校	1名	3年生253人			110分		
	2006/1/23	U高等学校	6名	3年生240人			155分		
千葉会	2005/10/26	A高等学校	2名	38名	総合学習	教室	60分	講師1名による講義	司法書士アクセスブック
	2005/10/27	B高等学校	2名	115名	総合学習	体育館	45分	講師1名による講義	講師レジュメ、司法書士アクセ スブック
	2005/11/28	C高等学校	2名	12名	教養講座	特別教室	45分	講師1名による講義	司法書士アクセスブック・司法 書士のできること
	2005/12/2	D高等学校	2名	5名	総合学習	教室	50分	講師1名による講義	講師レジュメ、司法書士アクセ スブック
	2005/12/16	E高等学校	2名	49名	総合学習	視聴覚室	50分	講師1名による講義	司法書士アクセスブック
	2005/12/19	F高等学校	2名	38名	総合学習	体育館	50分	講師1名による講義	講師レジュメ、司法書士アクセ スブック
	2006/1/19	G高等学校	2名	49名	総合学習	特別教室	50分	講師1名による講義	司法書士アクセスブック
	2006/1/30	H高等学校	2名	253名	一般教養講座	体育館	60分	講師1名による講義	司法書士アクセスブック
茨城会	2005/10/5	A高等学校	2名	1クラス	社会科	教室	45分	講師1名による講義	当方用意のレジュメ
	2005/11/25	A中等学校	1名	1クラス	社会科		45分		
栃木県会						未開催			
群馬会						未開催			

会名	派遣年月日	具体的派遣先	派遣数 会員数	受講者数	実施した教科	場 所	実施時間	講義・講演の方法	使用した教材
静岡県会	2005/10/19	A高等学校	1名	三年生80名	家庭科・社会科	視聴覚室	50分	○契約社会を生き抜く ○趣旨/現代社会は契約社会である。本講座により、「契約とは何か」「契約書に署名押印することにより発生する法的な責任」などを理解してもらい、契約の基礎知識を取得してもらう。 ○方法/上記趣旨に沿った具体的事例をもとに、高校生のみなさんに結論を考えてもらう(例:法的に支払う義務があるか否か)。そして、なぜそのように判断したのか、理由を発表してもらい、より深い理解と知識の定着をはかる。	契約社会を生き抜く
	2005/11/11	B高等学校	1名	三年生			50分		
	2005/11/21	C高等学校	1名	三年生80名		教室	50分		
	2005/12/8	D高等学校	1名	2クラス58名		教室	50分×2		
	2006/1/11	E高等学校	1名	3年生			50分		
	2006/1/12	F高等学校	1名				50分		
	2006/1/18	G高等学校	1名	一年生			50分		
	2006/1/24	H高等学校	1名	一年生69名			50分×2		
	2006/1/25		1名	一年生			50分		
	2006/1/26		1名	一年生・消費者選択者(2・3年生)			50分×2		
	2006/1/25	J高等学校	1名	1年生			60分		
	2006/2/14	K高等学校	1名	三年生120名			50分		
	2006/2/21		1名	三年生120名			50分		
	2006/2/16	L高等学校	1名	三年生202名			50分		
	2006/2/23	M高等学校	1名	201名			50分		
	2006/2/27	N高等学校	1名	100名			50分		
山梨県会	2006/2/22	A高等学校	6名	94名	ホームルーム	大教室	50分	寸劇を交えた講義 3人の講師により3つの設例問題につき講義を行う(問題は、事前に配布)	オリジナル (お金の貸し借り、金利の問題)
長野県会	2005/9/29	A高等学校	1名	270名	LHR	講堂	50分	講師1名による講義形式	担当講師がレジュメ等を作成する
	2005/10/6	B高等学校	1名	200名	LHR	小体育館	50分		
	2005/12/8	C高等学校	2名	80名	総合学習(法教育)	生物室・化学室	50分		
	2005/12/13	D高等学校	1名	20名	総合学習	教室	50分		
	2005/12/15	E高等学校	1名	81名	LHR		50分		
	2005/12/22		1名	81名	LHR		50分		
	2005/12/22	C高等学校	2名	80名	総合学習(法教育)	生物室・化学室	50分		
	2006/1/12		2名	80名	総合学習(法教育)	生物室・化学室	50分		
	2006/1/12	F高等学校	1名	48名			50分		
	2006/1/24		1名	150名			50分		
	2006/1/19	G高等学校	1名	45名	LHR	会議室	50分		
	2006/1/26		1名	150名	LHR	会議室	50分		
	2006/1/26	H高等学校	1名	90名	LHR		50分		
	2006/2/15	I高等学校	1名	147名	総合学習		50分		
	2006/2/16	J高等学校	1名	27名			50分		
	2006/2/16	K高等学校	1名	109名	LHR	格技室	50分		
	2006/2/20	L高等学校	1名	70名	家庭科	視聴覚室	50分		
	2006/2/21		1名	105名	家庭科	視聴覚室	50分		
	2006/2/23		1名	65名	家庭科	会議室	50分		
	2006/2/23		1名	37名	LHR	教室	50分		
	2006/2/24	N高等学校	1名	137名			60分		

会名	派遣年月日	具体的派遣先	派遣数 会員数	受講者数	実施した教科	場 所	実施時間	講義・講演の方法	使用した教材
新潟県会	2005/11/1	A高等学校	1名	2年生208名	経済活動と法	講堂	45分	講師1名による講義	「考えよう身近な契約」
	2005/11/16	B高等学校	1名	3年生140名		体育館	65分	講師1名による講義	
	2005/11/18	C高等学校	4名	1年～4年85名		視聴覚室	135分	寸劇を交えた講義	「考えよう身近な契約」、レジュメ
	2005/11/21	D高等学校	4名	3年生120名		視聴覚室	100分	寸劇を交えた講義	
	2005/11/25	E高等学校	1名	2年～4年32名		視聴覚室	90分	講師1名による講義	「考えよう身近な契約」
	2005/12/14	F高等学校	4名	3年165名		体育館	110分	寸劇を交えた講義	「考えよう身近な契約」、レジュメ
	2005/12/15	G高等学校	1名	3年70名		社会科教室	110分	講師1名による講義	
	2006/1/18	H高等学校	1名	3年80名		講堂	55分	講師1名による講義	「考えよう身近な契約」
	2006/1/19	I高等学校	1名	3年39名		視聴覚室	120分	講師1名による講義	
	2005/1/24	J高等学校	2名	3年315名		大体育館	55分	コント入り講義形式	「考えよう身近な契約」、レジュメ
	2005/1/26	A大学	1名	2年+大学院生15名			110分	講師1名による講義	
愛知県会	2005/12/12	A高等学校		270名			180分	多重債務等	
	2005/10/26 ほか3回	B高等学校		240名			480分	消費者教育	
	2005/11/25	C高等学校		70名			60分	消費者教育	
	2005/11/24	D高等学校		26名			60分	悪質商法	
	2005/12/15	E高等学校		82名			50分	消費者教育	
	2005/7/14	F高等学校		400名			120分	消費者教育	
	2005/12/1	G高等学校		340名			45分	消費者教育	
	2005/6/24	H高等学校		35名			50分	悪質商法	
	2006/2/7	I高等学校		60名			40分	悪質商法	
	2005/11/7	J高等学校		181名			60分	消費者教育	
	2005/12/8	K高等学校		186名			90分	悪質商法	
	2005/9/9	A区長寿会		26名			60分	悪質商法	
	2006/2/13	L高等学校		150名			90分	悪質商法	
	2006/3/16	M高等学校		320名			60分	消費者教育	
	2006/1/27	B区老人クラブ連合会		150名			90分	悪質商法	
	2005/11/24	N高等学校		200名			50分	悪質商法	
	2006/2/15	O高等学校		192名			40分	悪質商法	
	2006/2/8	P高等学校		54名			100分	消費者教育	
	2006/2/9								
	2006/1/26	Q高等学校		222名			50分	悪質商法等	
	2005/6/2	C五市二町研修協議会		61名			200分	多重債務等	
	2006/1/12	R高等学校		70名			45分	悪質商法等	
	2006/2/13	S高等学校		140名			40分	悪質商法	
	2006/2/10	T高等学校		240名			100分	消費者教育	
	2005/12/1	U高等学校		950名			50分	携帯電話	
	2006/2/8	V高等学校		60名			150分	悪質商法	
	2006/2/10								
	2006/1/26	W高等学校		600名			50分	多重債務	
	2006/2/13	X高等学校		134名			100分	消費者教育	
	2006/2/10	Y高等学校		156名			100分	悪質商法	
	2006/2/8	Z高等学校		632名			60分	消費者教育	
	2005/12/8	AA高等学校		316名			50分	消費者教育	
	2005/11/14	BB高等学校		100名			100分	消費者教育	
	2005/12/15	CC高等学校		100名			60分	消費者教育	
	2006/2/7	DD高等学校		195名			60分	悪質商法	
	2006/2/14	EE高等学校		320名			50分	悪質商法	
	2005/11/7	FF高等学校		229名			100分	悪質商法	

会名	派遣年月日	具体的派遣先	派遣数 会員数	受講者数	実施した教科	場 所	実施時間	講義・講演の方法	使用した教材
	2006/2/7	GG高等学校		293名			50分	多重債務等	
	2005/6/2	HH高等学校		62名			35分	消費者教育	
	2006/3/17	II高等学校		480名			50分	消費者教育	
	2006/2/15	JJ高等学校		177名			80分	悪質商法	
	2006/2/14	KK高等学校		117名			45分	消費者教育	
	2005/11/7	LL高等学校		15名			90分	多重債務等	
三重県会	2005/10/26	A高等学校	2名	70名		視聴覚室	75分	「未成年者と法律」「悪徳商法の事例と対処法の基礎知識」プリント配布。	考えよう身近な契約
	2005/11/1	B高等学校	2名	20名		教室	75分	ヤミ金、詐欺商法等について	
	2005/11/1	C高等学校	2名	15名		教室	110分	消費者問題。主に講義形式で途中生徒への簡単な質問や利息の計算	
	2005/11/9	D高等学校	2名	17名		教室	50分	講義形式	
	2005/11/16	E高等学校	2名	330名		体育館	110分	クイズを交えた講義形式	
	2005/11/22	F高等学校	2名	38名		教室	50分		
	2005/11/30	G高等学校	2名	99名		武道場	50分	講義形式	
	2005/12/5	H高等学校(定時制)	2名	30名		教室	45分		
	2005/12/7	I高等学校	2名	181名		武道場	60分	「未成年者と法律」「悪徳商法の事例と対処法の基礎知識」プリント配布。	
	2005/12/12	J高等学校	2名	230名		体育館	50分	クイズを交えた講義形式	
	2005/12/13	K高等学校	2名	200名		体育館	50分		
	2005/12/16	L高等学校	2名	160名			120分		
	2005/12/19	M高等学校	1名	80名		視聴覚室	50分	講義形式	
	2006/1/12	N高等学校	2名	19名		視聴覚室	100分		
	2006/1/16	O高等学校	2名	225名		武道場	50分	クイズを交えた講義形式	
	2006/1/18	N高等学校	1名	280名			60分		
	2006/1/20	P高等学校	2名	40名		教室	100分		
	2006/2/1	Q高等学校	1名	280名		体育館	90分	講義形式	
	2006/2/3	R高等学校	2名	146名			75分		
	2006/2/8	S高等学校	1名	230名			60分	講義形式。先生と生徒にキャッチセールスと電話による勧誘販売を演じてもらう	
	2006/2/15	T高等学校	2名	250名		武道場		講義形式	
	2006/2/24	U高等学校	2名	140名		武道場	50分	クイズを交えた講義形式	

会名	派遣年月日	具体的派遣先	派遣数 会員数	受講者数	実施した教科	場 所	実施時間	講義・講演の方法	使用した教材
岐阜県会	2005/11/10	A高等学校・a校舎	3名	220名	不明	講堂	45分	講義と寸劇 寸劇は学校教諭	当会作成の生徒用資料
	2005/11/16	B高等学校	7名	170名		合同教室	50分		
	2005/12/2	C高等学校	7名	60名		視聴覚室	90分		
	2005/12/8	D高等学校	3名	176名		体育館	90分		
	2005/12/17	E高等学校	3名	199名		体育館	50分		
	2006/1/12	F高等学校	3名	550名		体育館	50分		
	2006/1/16	G高等学校	3名	290名		体育館	50分		
	2006/1/19	H高等学校	3名	414名		講堂	50分		
	2006/1/19	I高等学校	3名	190名		体育館	50分		
	2006/1/26	J高等学校	3名	350名		体育館	50分		
	2006/2/2	A高等学校・b校舎	1名	99名		格技場	50分		
	2006/2/7	K高等学校	3名	150名		体育館	60分		
	2006/2/9	L高等学校	3名	120名		体育館	110分		
	2006/2/10	M高等学校	3名	114名		実習室	60分		
福井県会	2005/10/13	A高等学校	1名	194名			50分	単独で講義 受講者全員にパンフレット配布 ビデオテープ、カセットテープ等を使用 質疑応答(10分程)	ビデオ カセットテープ ボード パンフレット
	2005/10/20	B高等学校	1名	228名			50分		
	2005/10/27	C高等学校	1名	227名			90分		
	2005/11/7	D高等学校	1名	40名			50分		
	2005/11/16	E高等学校	1名	346名			50分		
	2005/11/18	F高等学校(定時制)3回	1名	60名			40分		
	2005/12/1	G高等学校	1名	101名			50分		
	2005/12/13	H高等学校	2名	177名			60分		
	2005/12/15	I高等学校	1名	187名			60分		
	2006/1/18	J高等学校	1名	80名			50分		
石川県会	2005/4/21 ～ 2006/3/16	高校 短大	28名	1607名	総合的な学習	教室 体育館等	50分～9 0分	講師1名による講義	各講師で作成したレジュメ
	全18回	公民館	21名	725名	詐欺等	公民館	90分		
	全14回	業者、団体	14名	857名	改正法	会館	90分		
富山県会						未開催			

会名	派遣年月日	具体的派遣先	派遣数 会員数	受講者数	実施した教科	場 所	実施時間	講義・講演の方法	使用した教材
大阪会	2005/6/2	A高等学校(定時制)	2名	50名	家庭科、社会 科、総合学習、 ホームルーム 等	教室、視 聴覚教 室、講堂 等	75分	寸劇を交えての講義	
	2005/6/6	B高等学校	1名	400名			60分		
	2005/6/9	C高等学校	1名	70名			120分		
	2005/6/15	D高等学校	1名	70名			120分		
	2005/6/22	E高等学校(定時制)	2名	50名			60分		
	2005/6/30	F高等学校	2名	780名			90分		
	2005/7/8	G高等学校	2名	25名			150分		
	2005/7/11	H高等学校	1名	700名			120分		
	2005/7/21	I高等学校	1名	11名			120分		
	2005/8/25	J高等学校	1名	40名			60分		
	2005/9/5	K高等学校	2名	160名			50分		
	2005/9/5~8	L高等学校	6名	240名			300分		
	2005/9/22	M高等学校	1名	563名			50分		
	2005/9/29	N高等学校	2名	317名			50分		
	2005/9/30	O高等学校	2名	28名			50分		
	2005/10/13	P高等学校	1名	60名			120分		
	2005/10/20	Q高等学校	2名	240名			50分		
	2005/10/22	R高等学校	1名	18名			90分		
	2005/10/24	S高等学校	2名	740名			80分		
	2005/10/26	T高等学校	2名	200名			50分		
	2005/10/27	U高等学校	7名	224名			120分		
	2005/11/1	V高等学校	1名	15名			50分		
	2005/11/1	W高等学校	7名	280名			65分		
	2005/11/4	X高等学校(定時制)	2名	100名			60分		
	2005/11/8	Y高等学校	2名	280名			50分		
	2005/11/9	Z高等学校	2名	145名			50分		
	2005/11/17	AA高等学校	6名	210名			100分		
	2005/11/10	BB高等学校	2名	240名			70分		
	2005/11/11	CC高等学校	1名	226名			60分		
	2005/11/15	DD高等学校	2名	45名			265分		
	2005/11/17	EE高等学校	1名	190名			50分		
	2005/11/18	FF高等学校	4名	280名			230分		
	2005/11/20	GG中高等学校	2名	500名			60分		
	2005/11/22	Y高等学校	1名	140名			50分		
	2005/11/24	HH高等学校	6名	198名			50分		
	2005/11/25	II高等学校	2名	45名			170分		
	2005/11/25	A養護学校	2名	17名			90分		
	2005/11/29	JJ高等学校	1名	150名			50分		
	2005/11/29	KK高等学校	1名	46名			110分		
	2005/12/1	LL高等学校	1名	200名			110分		
	2005/12/1	MM高等学校	7名	281名			110分		
	2005/12/3	NN高等学校	1名	250名			110分		
	2005/12/6	A市南部地区公私立高等学校 校外補導連絡協議会	1名	30名			60分		
	2005/12/8	OO高等学校	1名	150名			50分		
	2005/12/14	PP高等学校	1名	280名			60分		
	2005/12/14	QQ高等学校	1名	40名			90分		
	2005/12/16	RR高等学校	1名	160名			60分		
	2006/1/13,1 8,19,20,25,26	SS高等学校	4名	320名			2340分		
	2006/1/10		1名	100名			135分		

会名	派遣年月日	具体的派遣先	派遣数 会員数	受講者数	実施した教科	場 所	実施時間	講義・講演の方法	使用した教材
	2006/1/11	TT高等学校	1名	100名			135分		
	2006/1/13		1名	100名			135分		
	2006/1/16		1名	100名			135分		
	2006/1/12	UU高等学校	7名	280名			115分		
	2006/1/19	VV高等学校	3名	140名			110分		
	2006/1/19	WW高等学校	1名	200名			100分		
	2006/1/23	XX高等学校(定時制)	1名	80名			90分		
	2006/2/2	YY高等学校	1名	40名			65分		
	2006/2/3	ZZ高等学校	2名	400名			90分		
	2006/2/3	AB高等学校	2名	300名			60分		
	2006/2/8	R高等学校	1名	5名			60分		
	2006/2/9	CD高等学校	7名	210名			120分		
	2006/2/14	A理容美容専門学校	2名	720名			130分		
	2006/2/16	EF高等学校	2名	50名			90分		
京都会	2005/9/16	A高等学校	1	35	国語	クラス	50分	契約の文章から契約についてサラ金等のCMから感じることを伝えようとしているのかのディスカッション	各契約書 レンタル、旅行、カード、各CM、契約クイズ
	2005/9/27.28	A高等学校	1	35	国語	クラス	50分		
	2005/11/10	B高等学校	1	100	社会科	クラス	60分		
	2005/11/11	A高等学校	3						
	2005/11/17	B高等学校	1						
	2005/11/25	A高等学校	3						
	2005/12/9	A高等学校	3						
	2005/12/16	A高等学校	3						
	2006/1/11	C高等学校	1						
	2006/1/18	D高等学校	1						
	2006/2/9	E高等学校	2						
	2006/2/9	F高等学校							
	2006/4/5	A大学							
	2006/4/5	B大学							
	2006/4/5	C大学							
	2006/4/5	D大学							
	2006/4/5	A短期大学							

会名	派遣年月日	具体的派遣先	派遣数 会員数	受講者数	実施した教科	場 所	実施時間	講義・講演の方法	使用した教材
兵庫県会	2005/7/13	A高等学校	1名	未記入				悪質商法関連問題他	講師が作成
	2005/10/13	B高等学校	1名					悪質商法関連問題他	
	2005/10/19	C高等学校	1名					悪質商法関連問題他	
	2005/10/26	D高等学校(定時制)	1名					消費者関連問題他	
	2005/10/28	E高等学校	1名					インターネットサイトトラブル他	
	2005/11/2	F高等学校	2名					消費者関連問題他	
	2005/11/2	G高等学校	1名					悪質商法関連問題他	
	2005/11/4	H高等学校	1名					悪質商法関連問題他	
	2005/11/14	I高等学校	1名					消費者関連問題他	
	2005/11/17	J高等学校	1名					消費者関連問題他	
	2005/11/17	K高等学校	1名					消費者関連問題他	
	2005/11/21	L高等学校	1名					悪質商法関連問題他	
	2005/11/22	M高等学校	4名					契約の基礎知識他	
	2005/11/24	N高等学校	1名					クレジット・サラ金・商工ローン他	
	2005/11/24	O高等学校	1名					悪質商法関連問題他	
	2005/11/28	P高等学校	1名					個人情報保護関連	
	2005/11/30	Q高等学校	2名					悪質商法関連問題他	
	2005/11/30	R高等学校	1名					カードの基礎知識他	
	2005/12/12	S高等学校	1名					カードの基礎知識他	
	2005/12/14	T高等学校	1名					悪質商法関連問題他	
	2005/12/19	U高等学校	1名					悪質商法関連問題他	
	2006/1/12	V高等学校	1名					カード契約、消費者関連問題	
	2006/1/16	W高等学校	1名					悪質商法関連問題他	
	2006/1/18	X高等学校	1名					カードの基礎知識他	
	2006/1/23	Y高等学校	1名					カードの基礎知識他	
	2006/1/31	Z高等学校	2名					悪質商法関連問題他	
	2006/2/3	AA高等学校	1名					悪質商法関連問題他	
	2006/2/3	BB高等学校	1名					悪質商法関連問題他	
	2006/3/9	CC高等学校	1名					契約の基礎知識他	
	2006/3/13	DD高等学校	1名					クレジット・サラ金・商工ローン他	
	2005/11/15	A短期大学	2名					消費者関連問題他	
	2006/1/26	B短期大学	1名					悪質商法関連問題他	
	2005/7/11	EE高等学校	1名					司法書士の職務	
2005/7/16	A市防犯連絡所委嘱式	1名				最近の多重債務			
2005/10/21	A中等学校	1名				司法書士の仕事から見えてくるもの			
2005/12/13	FF高等学校	1名				生徒の進路選択能力をはぐくむための話			
奈良県会	未開催								
滋賀県会	未開催								
和歌山県会	2005/10/26	A高等学校	3名	51名	教養理科	大教室	60分	レジュメ、寸劇	
	2005/11/5～6	A大学	26名	120名	大学祭	大教室	180分	基調講演、寸劇、パネルディスカッション、クイズ	

会名	派遣年月日	具体的派遣先	派遣数 会員数	受講者数	実施した教科	場 所	実施時間	講義・講演の方法	使用した教材
広島会	2005/10/26	A高等学校	8				50分	講義形式	自前テキスト
	2005/11/2	B高等学校	5				50分		
	2005/11/9	C高等学校	1				50分		
	2005/11/9	D高等学校	4	343			50分		
	2005/11/16	E高等学校	4				50分		
	2005/11/16	F高等学校	1				50分		
	2005/11/16	G高等学校	10				50分		
	2005/11/16	H高等学校	5				50分		
	2005/11/17	I高等学校	8				50分		
	2005/11/17	J高等学校	1	96			50分		
	2005/11/22	K高等学校	1				45分		
	2005/11/24	L高等学校	1				120分		
	2005/11/30	M高等学校	5	107			50分		
	2005/12/1	N高等学校	1				50分		
	2005/12/6	O高等学校	2				50分		
	2005/12/7	P高等学校	8	291			50分		
	2005/12/14	Q高等学校	8				60分		
	2005/12/14	R高等学校	7				50分		
	2005/12/15	S高等学校	13				50分		
	2006/1/12	T高等学校	1				50分		
	2006/1/12	U高等学校	1				50分		
	2006/1/12	V高等学校	1				50分		
	2006/1/16	W高等学校	3				50分		
	2006/1/19	X高等学校	5				50分		
	2006/1/25	Y高等学校	7	192			50分		
	2006/1/26	Z高等学校	4				50分		
	2006/1/27	AA高等学校	10				50分		
	2006/1/27	BB高等学校	1	33			50分		
	2006/2/6	CC高等学校	1				60分		
	2006/2/6	DD高等学校	6	197			50分		
	2006/2/20	EE高等学校	1				50分		
山口県会	2006/1/20	A高等学校	1名	80名	カード、契約、 保証、悪質商 法等について		60分	壇上において生徒に講義して、後に質疑 応答	オリジナル
	2006/2/16	B高等学校	2名	180名					くらしのトラブルQ&A
岡山県会	2006/2/16	A高等学校	8名	200名	クレジットと悪質商法		60分	講演、寸劇	
	2006/2/24	B高等学校	5名	400名					
鳥取県会	2005/4/27	A高等学校	1名	35名	法律教室		45分		テキスト
	2005/5/11	B高等学校	24名	900名					
	2005/12/6	C高等学校	4名	160名					
	2006/1/23	D高等学校	1名	40名					
	2006/2/	E高等学校	4名	160名					
	2005/11/18	F高等学校	4名	160名					
	2005/12/14	G高等学校	5名	200名					
島根県会	2006/1/31	A高等学校	6名	244名	特別教室		50分		レジュメ
	2006/2/2	B高等学校	5名	180名			60分		
	2006/2/6	C高等学校	1名	160名			40分		
	2006/2/28	D高等学校	3名	105名			50分		

会名	派遣年月日	具体的派遣先	派遣数 会員数	受講者数	実施した教科	場 所	実施時間	講義・講演の方法	使用した教材
香川県会						未開催			
徳島県会	2005/11/13	A高等学校	2名	15名		教室	40分		司法書士アクセスブック
	2005/12/7	A養護学校	1名	40名			80分		
	2005/12/8	B高等学校(定時制)	1名	31名			60分		
	2005/12/9	C高等学校(定時制)	1名	46名			45分		
	2006/1/12	D高等学校	1名	62名			50分		
	2006/1/31	E高等学校	1名	320名		講堂	50分		
	2006/2/17	F高等学校	1名	117名			30分		
高知県会						未開催			
愛媛県会	2006/1/25	A高等学校	2名	38名	ホームルーム	教室	120分	出前講座	私法と消費者保護 契約とは何か クレジット・サラ金問題
福岡県会	2005/11/15	A高等学校	1名	250名	すべて、教科 の時間外の授 業枠	すべて、 派遣先の 体育館の 集合教室	50分	すべて、講師1名による講義	県で作成したパンフレット(ク レサラ・保証人・悪徳商法・ 契約・クーリングオフなどの 内容)
	2006/2/9	B高等学校	1名	150名			60分		
	2006/2/10	C高等学校	1名	200名			50分		
	2006/2/22	D高等学校	1名	250名			50分		
	2006/3/6	A中等学校	1名	70名			50分		
佐賀県会	2006/2/3	A高等学校	2名	339名	正規のカリキュ ラムとは、別枠 で時間をとられ ていると思いま す。	体育館	60分	講師1名による講義	「考えよう身近な契約」 当会会員作成レジュメ
	2006/2/7	B高等学校	2名	109名			50分		
	2006/2/7	C高等学校	1名	45名			35分		
	2006/2/7	D高等学校	2名	151名			60分		
	2006/2/8	E高等学校	2名	155名			60分		
	2006/2/8	F高等学校	2名	195名			40分		
	2006/2/8	G高等学校	2名	144名			60分		
	2006/2/9	H高等学校(定時制)	2名	80名			50分		
	2006/2/10	I高等学校	2名	263名			50分		
	2006/2/23	J高等学校	2名	200名			60分		
	2006/2/27	K高等学校	2名	236名			70分		
	2006/3/16	L高等学校(定時制)	1名	75名			60分		
長崎県会						未開催			
大分県会	2005/12/12	A高等学校	1名	216名	総合学習	体育館	55分	講義	ビデオ プロジェクター ビデオ ビデオ ビデオ プロジェクター ビデオ
	2006/1/20	B高等学校	1名	110名	総合学習	体育館	105分		
	2006/1/26	C高等学校	1名	200名	LHR	体育館	65分		
	2006/1/31	D高等学校	2名	58名	社会科	視聴覚室	110分		
	2006/1/31	E高等学校	1名	75名	LHR	会議室	50分		
	2006/2/9	F高等学校	1名	240名	社会科	講堂	90分		
	2006/2/10	G高等学校	1名	219名	総合学習	会議室	60分		
	2006/2/10	H高等学校	1名	190名	学年集会	体育館	50分		
	2006/2/10	I高等学校	1名	392名	学年集会	体育館	50分		
	2006/3/17	J高等学校(定時制)	1名	40名	HR	食堂	45分		
熊本県会	2006/2/15	A高等学校	6名	226名		教室	50分×2	ビデオ上映 講義	
	2006/2/16	B高等学校	7名	132名		教室	50分×2		
	2006/2/28	C高等学校	3名	137名		教室	50分×2		

会名	派遣年月日	具体的派遣先	派遣数 会員数	受講者数	実施した教科	場 所	実施時間	講義・講演の方法	使用した教材
鹿児島県会	2005/12/14	A高等学校	2名	180名	契約、クレジット、 保証、クーリングオ フ他	体育館	50分	講師に一任につき詳細不明(基本的には 県会作成の講義マニュアルに基づく講 義)	
	2005/12/24	B高等学校	3名	150名		多目的ホール	50分		
	2006/1/10	C高等学校	2名	105名		視聴覚室	50分		
	2006/1/23	D高等学校	2名	58名		視聴覚室	50分		
	2006/1/26	E高等学校(定時制)	2名	68名		給食室	51分		
	2006/1/30	F高等学校	2名	200名		多目的ホール	45分		
	2006/1/31	G高等学校	1名	80名		視聴覚室	45分		
	2006/1/31	H高等学校	2名	49名		視聴覚室	50分		
	2006/2/2	I高等学校	1名	103名		武道場	50分		
	2006/2/2	J高等学校	2名	180名		体育館	50分		
	2006/2/2	K高等学校	2名	73名		視聴覚室	50分		
	2006/2/6	L高等学校	1名	114名		仕上組立室	50分		
	2006/2/6	M高等学校	2名	148名		体育館	50分		
	2006/2/6	N高等学校	2名	198名		武道館	60分		
	2006/2/7	O高等学校	2名	80名		視聴覚室	50分		
	2006/2/7	P高等学校	2名	56名		視聴覚室	50分		
	2006/2/8	Q高等学校	2名	87名		体育館	50分		
	2006/2/8	R高等学校	2名	291名		体育館	60分		
	2006/2/8	S高等学校	1名	102名		図書実習室	50分		
	2006/2/9	T高等学校	2名	197名		体育館	50分		
	2006/2/9	U高等学校	2名	220名		体育館	50分		
	2006/2/9	V高等学校	3名	133名		体育館	50分		
	2006/2/9	W高等学校	3名	130名		体育館	50分		
	2006/2/9	X高等学校	2名	194名		体育館	50分		
	2006/2/10	Y高等学校	3名	28名		体育館	50分		
	2006/2/13	Z高等学校	2名	130名		流通経済室	50分		
	2006/2/13	AA高等学校	2名	300名		体育センター3階	50分		
	2006/2/13	BB高等学校	2名	80名		その他	50分		
	2006/2/14	CC高等学校	2名	163名		体育館	50分		
	2006/2/14	DD高等学校	2名	153名		武道館	50分		
	2006/2/14	EE高等学校	2名	230名		武道場	50分		
	2006/2/14	FF高等学校	2名	130名		武道場	45分		
	2006/2/15	GG高等学校	2名	350名		講堂	50分		
	2006/2/15	HH高等学校	2名	250名		体育館	50分		
	2006/2/15	II蒲生高等学校	2名	166名		武道場or体育館	50分		
	2006/2/15	JJ高等学校	2名	185名		講堂	60分		
	2006/2/15	KK高等学校	2名	88名		視聴覚室	50分		
	2006/2/16	LL高等学校	1名	57名		図書館	60分		
	2006/2/16	MM高等学校	2名	271名		武道場	45分		
	2006/2/17	NN高等学校	2名	173名		体育館	50分		
	2006/2/17	OO高等学校	1名	50名		会議室	50分		
	2006/2/18	PP高等学校	2名	50名		視聴覚室	50分		
	2006/2/20	QQ高等学校	2名	80名		視聴覚室	60分		
	2006/2/20	RR高等学校	1名	350名		体育館	50分		
	2006/2/21	SS高等学校	2名	351名		体育館	50分		
	2006/2/22	TT高等学校	2名	166名		武道館	50分		
	2006/2/22	UU高等学校	3名	126名		体育館	50分		
	2006/2/23	VV高等学校	2名	320名		体育館	50分		
	2006/2/27	WW高等学校	2名	173名		講堂	60分		
	2006/2/28	XX高等学校	2名	315名		龍門会館ホール	50分		
	2006/2/28	YY高等学校	2名	290名		体育館	50分		

会名	派遣年月日	具体的派遣先	派遣数 会員数	受講者数	実施した教科	場 所	実施時間	講義・講演の方法	使用した教材
宮崎県会	2005/10/14	A養護学校	1名					講師1名による講義	
	2005/10/20	B養護学校	1名						
	2005/11/29	A高等学校	8名			教室	50分		
	2006/1/17	B高等学校	1名						
	2006/1/20	C高等学校	1名						
	2006/1/30	D高等学校	6名						
	2006/2/2	E高等学校	6名			教室	50分		
	2006/2/7	F高等学校	8名						
	2006/2/9	G高等学校	1名						
	2006/2/21	H高等学校	1名						
沖縄県会	2006/2/27	I高等学校	12名						
	2005/12/7	A高等学校	1名	340名	卒業記念講話など	体育館	50分	講師1名～2名 講義形式	「あなたを狙う魔の手にご用心！」(沖縄県司法書士会発行のパンフレット)
	2006/2/9	B高等学校	1名	272名		体育館	50分		
	2006/2/9	C高等学校(午前部)	1名	70～80名		多目的教室	100分		
	2006/2/8	D高等学校	1名	350名		体育館	120分		
	2006/2/8	E高等学校	1名	261名		体育館	45分		
	2006/1/30	F高等学校	1名	440名		体育館	70分		
	2006/1/27	G高等学校	1名	300名		体育館	60分		
	2006/1/31	H高等学校	1名	428名		体育館	60分		
	2006/2/8	I高等学校	1名	472名		体育館	55分		
	2006/2/9	J高等学校	1名	111名		視聴覚室	90分		
	2006/2/7	K高等学校	1名	149名		体育館	120分		
	2006/2/1	L高等学校	1名	280名		体育館	60分		
	2006/2/10	M高等学校	1名	206名		多目的室	50分		
	2006/2/7	N高等学校	1名	288名		体育館	50分		
	2006/2/2	O高等学校	2名	334名		会議室	110分		
	2006/2/7	P高等学校	1名	228名		体育館	45分		
	2006/2/10	Q高等学校	1名	189名		体育館	50分		
	2006/2/7	R高等学校	1名	336名		体育館	110分		
	2006/2/8	S高等学校	1名	277名		体育館	120分		
	2006/2/8.9	T高等学校	2名	201名		視聴覚室	50分		
	2006/1/25	U高等学校	1名	359名		体育館	50分		
	2006/2/3	V高等学校	1名	200名		武道場	60分		
	2006/2/9	W高等学校	2名	360名		体育館	120分		

フリーター？

労働法？

「はたらく」を学ぶ

—教師と法律家の協働による授業実践集—

アルバイトトラブル

「現代社会」

契約

悪質商法

「総合的な学習の時間」

人権

「政治経済」

「家庭科」・・・

児童虐待

法律家と教師で育てる法教育勉強会

人権HRで取り組んだ消費者問題

大阪府立八尾高校教諭

加藤 都

1 概要

対象：2年生（17人）

科目：人権HR

形式：司法書士による講義と生徒参加形式（班による討議）の授業、65分。

2 目的

人権問題を、他人事ではなく自分の問題（人権侵害はどこでも起こりうる）であること
を、身近な問題を通して考え、学ばせること

消費者問題についての正しい知識（自分を守る力）を得ること

2 内容 ～消費者問題から人権を考える～

①司法書士による講義

消費者とは・契約とは・借金について

②班で討議

a：自己破産者は全国で何人？

b：借金をする人が悪い？…8つの事例について自分なら同じ事をするかどうか、班
で考えて発表。

c：なぜ返せなくなるのだろうか？…金利の計算。

③司法書士による解説・講義

利息制限法について・生活に困ったときは？

④人権問題とからめて、司法書士・教師のまとめ

憲法に保障されている権利など。

3 授業の流れ

	授業の内容（司…司法書士の講義等 教…教師の指導）	使用教材
導	★教…くじを引かせて班作り・班長決め	

	・利息制限法について解説をする ※グレーゾーン撤廃の金利引き下げ運動の紹介を通じて、私たちが法律を変えていくことも可能なのだと知ってもらうこと。 ・収入がなくて困ったときどうすればいいのか ※貯金の大切さ ※生活や権利を守るさまざまな法律が、日本にはあることを説明	資料⑤
ま と め	☆司 ・基本的人権について ・困った時の相談窓口（消費者センターなど）を紹介 ※困ったら、とにかく誰でもいいから相談すること。そこから、解決が見えることも。 ★教 ・この授業の目的 ※知っていることはいいこと 自分たちの権利について学んでほしい→偏差値でなく、本当の意味で賢い人になってほしい ※人権問題は自分の問題だとわかってほしい。 みんなに基本的人権は保障されている→その人権が侵害されていることがわかり（いくらなんでも、そこまでされなくても、という目にあっていると自覚できること）そんな時ちゃんと考えて行動できる人間に。 [生徒に感想を書いてもらう]	資料⑥ 資料⑦

【資料①】

「消費者問題」って何ですか？

消費者とは？ … 商品やサービスを消費する人のこと＝私のこと！

「消費者契約法」… 消費者（個人）と事業者との間の契約が消費者契約

↓

消費者（個人）と事業者（プロ）の格差 … 情報の量、交渉力

消費者問題とは？

- ・ 消費者と事業者との格差から起こる消費者の不利益や、様々な被害
- ・ このような不利益や被害を解決しようとするときに生じる問題

☆ 現代日本社会では、日常生活のあらゆる物・サービスが商品化している
すべての人が〈消費者〉であるような社会＝消費社会 といえます

・・・あらゆる社会問題は、消費者問題かもしれない？

【資料②】

平成16年の1年間に、自己破産の申立（借金が多くて払えないと裁判所に申立をすること）をした人は、全国で〔211402〕人＝約〔604〕人に1人

（ヒント：平成16年10月1日 日本の推計人口は約1億2768万人）

（ヒント：全国の地方裁判所は50庁、支部を入れると203カ所）

（ヒント：平成15年の1年間の全国の交通事故件数934001件、死者は7351人）

【資料③】

借金をする人が悪い？・・・考えてみよう・借金をしてもいいか悪いかな

次のような場合、あなたが同じ事をしていると思ったら ○

何か他にいい方法があると思ったら × をつけてみてください

Aさん（25歳・一人暮らし）

「友人の結婚式に招待された。これからも必要になるから、クレジットカードを利用して7万円のスーツを買った。翌月一括払いの予定だったが、お金が足りなかったので、消費者金融で30万円を借りて、支払った。」

Bさん（28歳・主婦＝無職）

「独身時代に旅行や買い物をしてたまった借金30万円を分割で返済をしていたが、子どもが出来て、借金のことを言えないまま結婚・退職をした。夫の収入の中からやりくりして少しずつ返している。」

Cさん（30歳・一人暮らし）

「会社に勤めているが、どうも経営が厳しいらしく、給料の支払いが遅れがちだった。今月は、社長が『どうしても給料が払えそうにない。駅前の消費者金融で給料分を借りておいてくれ。お金の工面ができしだい返済するから。』と言われた。社長が返してくれるというので、借りに行った。」

Dさん（高齢の両親と同居）

「父親が、心臓病で救急車で病院に運ばれ、緊急入院をした。手術をして長期に入院が必要らしい。家族の貯金をかき集めても足りないの、いつも使っているクレジットカードのキャッシング（カード会社が決めた金額までならいつでも借金ができるしくみ）を利用して借金をすることにした。」

Eさん（40歳）

「会社が突然倒産した。これまでの経験を活かして会社をつくろうと思い、資本金（会社を作るための元手となるお金）が貯金だけでは足りないの、銀行に借金を申し込んだが断られた。そこで、いつも使っているクレジットカードのキャッシングや消費者金融からの借金で用意することにした。」

Fさん（20歳）

「高校を卒業してからフリーターをしていたが、心機一転、専門学校で技術を身につけようと思った。学費が結構高いけれど、両親にも余裕がないので、自分で借金をして、バイトで返して行こうと考え、専門学校が提携している金融会社から借金をすることにした。」

Gさん（21歳・学生）

「去年、キャッチセールスの悪質商法にひっかかってしまい、50万円のクレジット契約をしてしまった。両親に言ったら怒られるに違いないし、自分で返していくことにして、バイトをがんばっているが、今月は収入が足りないの、消費者金融でお金を借りて返済することにした。」

Hさん（25歳）

「お兄ちゃんが、120万円の自動車を買うのにローンを組もうと思ったら保証人がいるから、保証人になってくれないかと言ってきた。名前だけだから迷惑はかけないっていうので、本当に大丈夫なんやね？と確認をしたうえで、保証人になった。」

【資料④】

なぜ、返せなくなるのか？・・・考えてみよう・利息について
計画的なら返せる？ あなたは絶対大丈夫？

$$\begin{aligned} &= 1 \text{ 年間に払う利息の額の計算方法} = \\ &[\text{借りた金額}] \times [\text{年間利息の利率}] = [1 \text{ 年間に支払う利息の額}] \end{aligned}$$

いくらになるか、計算してみてください

- ① 30万円を年29%の利息で借りたならば、1ヶ月の利息はいくら？

$$300,000 \times 0.29 \div 12 = [7250 \text{ 円}]$$

毎月、1万円ずつ返すと、全部返し終わるのは・・・4年7ヶ月
毎月、5千円ずつ返すと、全部返し終わるのは・・・一生返せない

- ② 30万円を年18%の利息で借りたならば、1ヶ月の利息はいくら？

$$300,000 \times 0.18 \div 12 = [4500 \text{ 円}]$$

- ③ 30万円を年29%の利息で10社から借りたならば、1ヶ月の利息はいくら？

$$(300,000 \times 0.29 \div 12) \times 10 = [72500 \text{ 円}]$$

- ④ 300万円を年2.9%の利息で借りたならば、利息はいくら？

$$3,000,000 \times 0.029 \div 12 = [7250 \text{ 円}]$$

利息制限法という法律があります

30万円を借りたときの制限利息は、〔年 18 %〕までです。

【資料⑤】

収入がなくて生活に困ったときは、どうしたらいいのか

- 欲しい物、やりたいことがあるけど、お金がたりないとき・・・

本当に必要なものですか？

貯金してから買うのでは間に合わないのですか？

- まさかのときに備えて、準備をしておくことはないのですか・・・
貯金をしておく

保険に入っておく

- 本当に必要なものだけど、お金が足りなくて生活ができないとき・・・

お金を借りるしか方法はないのですか？

・・・？

(本誌 27 頁資料の内容を説明した)

【資料⑥】

☆「人権」について

憲法とは・・・国家権力の正しい使い方マニュアル

みんなで決めてよいこと、いけないことにかかわる「基本的人権の尊重」と
みんなで決めるしくみである「政治のしくみ」について定めた法律

憲法で一番大切なこと(目的)は〔 個人の尊重 〕・・・憲法 13 条

一人一人が、かけがえのない存在としてお互いに尊重されるべきであること

人はみな同じだから、同じ個人として尊重される・・・平等、公平

人はみな違うから、違う個人として尊重される・・・自由、幸福追求権、自己決定権

【資料⑦】

☆ 生徒の感想

- *契約は身近なものだとわかった。クーリングオフなんて思いつかなかった。ア○フルとかのCMで利息の額は見てたけど、20%越えるのが普通だと思っていた。(利息についての法律は) なんか変な法律だと思った。
- *自分が無知なために人権が侵されるなんて考えたこともなかった。金利のことも知ってたから無駄なお金を払わなくて済む。
- *自分には関係ないと思っていたが、一步間違えると「ナニワ金融道」みたいになる確率が、604/1という割合で起こるという現実に関心を感じた。
- *自分の権利は自分で守らなあかんと思った。この1時間でちょっとでも人権を守れるようになったと思う。身近な例だと考えやすい。
- *世の中に知らないで損することがたくさんあるとわかった。
- *早く法律で18%までになったらいいのに。お金をかせげるようになったら、毎月1万づつでも預金するくせをつけようと思った。人権って意外と身近なものだと思った。
- *いつ自分もお金に困るかわからない。その時に借金以外の解決方法も考えられるよう今日の話をしっかり覚えておこう。
- *借金の利息が大金になって意外だ。話を聞いて一番思ったことは、何でもひとりで決めずに、消費者センターや親に相談することが大切だということだ。
- *今後の人生のためになるような話が聞けてよかった。利息が本当は18%までだと聞いたことがなかったから、知らずに消費者金融でお金を借りるかと思うとゾッとする。
- *消費者金融以外にも、国や自治体から緊急融資とかいろいろな制度があることも知った。その制度をもっと知ってもらいたいと思った。
- *お金を借りる時は、返済期間や利息についてしっかり考えて借りることが必要だ。まだまだ知らない情報が多いから、大人になるまでにしっかり勉強しておきたい。
- *保証人というのはAさんの借りた金を自分が返さなければならないなんて知らなかった。社会は知らない者が損をするのだと改めて思った。
- *制限利息など、知識があるのと無いのとでは全く違うと実感し、もっと学びたいと思った。

5 まとめ

【司法書士のまとめ】

小牧 美江

高校生にとって、借金をするかしないかという判断を迫られるという経験はまだ無いはずですから、借金をした人の話を講師がしても、彼らは「他人事」として聞いてすぐ忘れてしまいます。そこで、自分がその立場だったらどうするか考えてもらい、いろいろな人の考え方にも触れる、という班討論の場面を設定することで、「疑似体験」をしてもらいたかったのです。

設定した8つの事例のうち、7つは、私が相談を聞いたり自己破産の申立を手伝った方々の借金のきっかけとなった事例を構成事例としたもので、残りの1つは、私の娘と進学の学費をどうやって捻出するかという話し合いをしたときの会話を基に設定したものです。いずれのケースも、借金をするかしないか、どちらの選択もあり得るケースだと思います。生徒さんたちの相対立する意見も、なるほどね、そんな考え方もあるね、とそれぞれ聞かせていただくにとどめました。

しかし、ここで専門家として注意喚起をしたことは、「誰も、どこから借りたかということに注目しなかったね」ということです。やむを得ず借金をするとしても、高い利息のところでは借りるのとそうでないのと、利息制限法があることを知っているのと知らないのとでは、結果に大きな差が生じる（実際、自己破産をした方々ばかりです）ことを、利息を計算してもらうことで実感してもらいました。特に、利息制限法とこれを超えるいわゆるグレーゾーン金利の問題について、二重基準はおかしいと、弁護士、司法書士、市民団体が法改正運動をしているんだよ（おかしいルールは変えていけるんだよ）ということも説明しました。

それから、借金以外の選択肢が本当はないのかということ判断するヒントとして、クーリング・オフをすればよかった（これは、生徒さんから意見が出てびっくりしたのですが）のではないかと、貯金や保険をしておくという方法はなかったのかとか、事例にそって、いろいろな考えるヒントを示しました。

たとえば突然の解雇がされないよう憲法や法律の規定があったり、収入の道がたたれても、失業保険や生活保護の制度があります。借金をする前に、これらの規定や制度を使って何かできないのだろうかと考えることも大切です。みんなを守る法律があって、その法律は、みんなで政治に参加して決めていくのだというような解説もしました。

これらのねらいに照らせば、「借金をしてもいいか悪いか」「借金をしていいか、他にいい方法があるか」という問いの立て方は、もう少し工夫が必要だったかもしれません。

ここで、なぜこの問題を選んだかということ述べておきたいと思います。

多重債務を抱える方々や周囲の方々が、多くの人権侵害に直面していることをご存知でしょうか。

どうしても借金を返すことができず、ホームレスとなる選択をされ、飢えと寒さや、いわれのない「襲撃」の中で、常に死の恐怖と向き合う方々がいます。

借金を抱える方々が、その辛さを家族に向け、ドメスティック・バイオレンスや児童虐待の一因となっていることを指摘する研究者がいます。

日本国憲法は、「すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。」（日本国憲法第13条）と定めます。借金をする消費者も、金融業を営む事業者も、個人として尊重されます。金融業者には、営業の自由があります。しかし、その一方で、消費者の生存権を脅かして

もよいほどの自由はないのです。

その両者の調整のルールとして、わが国では「利息制限法」や「貸金業の規制等に関する法律」「出資の受入れ、預り金及び金利の取締りに関する法律」という法律が定められています。しかし、この超低金利時代にこれらの法律が定める年15～20%と年29.2%という制限利率が妥当な水準なのか、あるいは二重基準が妥当なのかということが問われています。

二重基準はおかしいと感じた人びとが、裁判を通じて司法に問うことで、最高裁判所は確におかしいという判決を出し、「判例」という新しいルールができました。裁判に訴えない人びとも、金利は引き下げるべきだという国会への請願活動や社会への訴えかけをしています。

法律は、私たちの代表者を通じて国会で定めますが、私たちは、その法律が妥当なのかどうかを考え、おかしければ変えるように働きかけることもできるのです。国民が「主権者」であること、日本国憲法が保障する自由及び権利を「不断の努力によって」（日本国憲法第12条）保持しなければならないということは、そういうことなのです。

多重債務問題を題材に、「消費者問題から人権を考える」ことができるのではないかと。この授業は、そのことに挑戦したものです。

【教師のまとめ】

加藤 都

人権HRを1時間任されたとき、どうしても生徒に「1時間まじめに聞いて感想文を書けばいいのだ」ということで終わらせたくありませんでした。人権とは自分の問題で、人権侵害は遠い国の人の話ではなく、誰にでもおこることだということをわかってほしかったのです。できるだけ身近な問題がいいと考え、消費者問題（今回は借金を中心に）をえらびました。が、借金自体が人権問題なのではなく、借金という誰もが行う普通のこと（大きい買物は借金せずには普通買えない）の中でも、人権侵害という問題にぶちあたるのだということ、つまり、人権問題というのは、決して生まれや性別などどうしようもないことだけが原因で起こるものではないということをわかってほしかったのです。

その昔、夜逃げをするため学校に行くという権利を奪われていった生徒を見送った経験もあり、そのこともあってこの問題を選びました。正しい知識を持つことで人権侵害に陥ることを防ぐことができれば、という思いで授業をしました。最後は、憲法を持ってきたのですが、ただ、借金をすることが即人権問題ではありませんので、これを人権問題として生徒に理解させるのに、65分では、かなり強引で荒っぽかったなあと思っています。さらなる工夫の余地があります。

しかし、生徒は、司法書士の方の熱心な説明もあって、借金というものについていろいろ学び、人権を守るための大切なこと「自分を守る知識」をたくさん得たようで、そのことはとてもよかったと思っています。また、人権問題というものも少しは身近に感じてくれたようです。

高校生のための 法律入門

社会に出る前に知っておきたい法律
(ローン・クレジットを中心に)



目 次

Q1	悪徳商法と呼ばれるものには、どんなものがありますか？ ……	1
Q2	契約をするって、どういうことですか？ ……	4
Q3	一度結んだ契約は、取り消すことができないのですか？ ……	5
Q4	クレジットとは何ですか？ ……	6
Q5	クレジットで注意することは何ですか？ ……	7
Q6	クーリングオフとは何ですか？ ……	8
Q7	キャッシングとは何ですか？ ……	10
Q8	サラ金とは何ですか？ ……	11
Q9	カードには、どんなものがありますか？ ……	13
Q10	カードを他人に貸すと、どうなるのですか？ ……	16
Q11	多重債務とは何ですか？ ……	17
Q12	多重債務者にならないためには、どうすればいいのですか？ ……	19
Q13	多重債務者になってしまったら、どうすればいいのですか？ ……	20
Q14	トラブルに巻き込まれないためには、どうすればいいのですか？ ……	21

Q1

悪徳商法と呼ばれるものには、 どんなものがありますか？



キャッチセールス、マルチ商法、アポイントメント商法など、多くの悪徳商法があります。そして、多くの悪徳商法において、その支払いに利用されているのがクレジットや消費者金融です。悪徳商法は、クレジットや消費者金融を利用して、お金を持っていない人でも自分たちの利益となるような仕組みを作り上げています。

① キャッチセールス

街頭でアンケートなどと言って呼び止めて、営業所に連れて行き商品を買ったりエステなどのサービス契約を締結させたりするものです。



② マルチ商法

商品等の販売組織の会員が新たな会員を勧誘して入会させると、バックマージンが得られるということで、次々と会員をネズミ算式に増やしていくものです。購入した商品の額や紹介した会員の人数などにより組織内のランクが上がり収入も増えるというピラミッド型の組織を形成しています。

一旦マルチに入ってしまうと、自らの収益を増やすために不要な商品を大量に購入し多額の借金を負うこととなったり、友人や親戚など自分の知っている人を次々と勧誘し、逆に加害者となり新たな被害者を生み出してしまうことになりかねません。

③ アポイントメント商法

電話や郵便などで、「抽選に当たりました。」と言って景品やアンケートの謝礼など物品の提供を口実に呼び出し、高額な商品売りつける商法です。



④ 催眠商法 (SF商法)

会場に大勢の人を集めて、日用品を無料で配ったり安売りをして、会場の雰囲気盛り上げ興奮状態にして、高額なフトンや健康食品などを売りつける商法です。



⑤ 資格商法

「法務管理士」などのように公的資格に似たもっともらしい名称の資格取得講座の受講や教材を売りつける商法です。「受講するだけで公的資格が取得できる。」とか「近く国家資格になります。」などとだますこともあります。

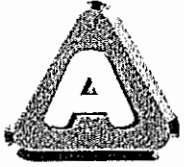
⑥ 恋人商法(デート商法)

異性から電話があり、デートに誘い食事やプレゼントなどをして親しくなり、「今月の売上のノルマが達成できないので協力して欲しい。」と言って高額な商品の購入契約をさせられ、最終的には多額のクレジットを抱えてしまうものです。

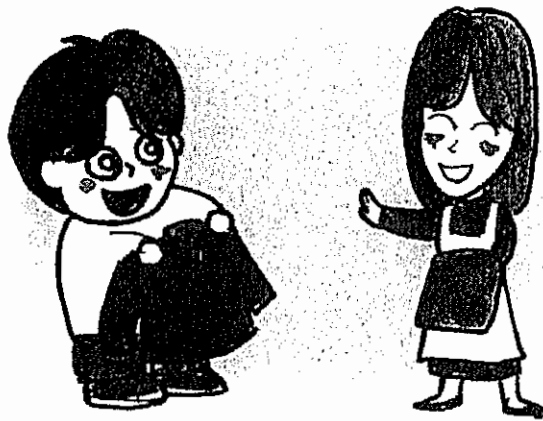
いわば、現代の結婚詐欺です。



Q2 契約をするって、 どういうことですか？



ようやく20歳になったダイスケ君。彼は、前から欲しかった洋服を買いました。これは、つまりダイスケ君は「洋服を買う」という売買契約を結んだということになります。ダイスケ君は、お店にお金を支払わなければなりません。これは代金を支払う「義務」です。逆に、お店はダイスケ君からお金をもらう「権利」があります。そして、また、お店はダイスケ君に洋服を渡す「義務」があり、ダイスケ君には洋服を受け取る「権利」があります。このように、「契約」とは、「権利」と「義務」をともなう約束のことです。



ダイスケ君は、お店に行き、店員さんに「この洋服をください」と言います。

店員さんは「かしこまりました」と言いました。これで「契約」は成立です。

紙に書いたり、印鑑を押したりしなくても、売る人と、買う人が、お互いに合意すれば成立します。紙や印鑑は、確かに契約したという証拠を残すことが目的です。だから、「契約」は紙に書かなくても、また、印鑑を押さなくても成立するのです。



Q3 一度結んだ契約は、取り消すことができないのですか？



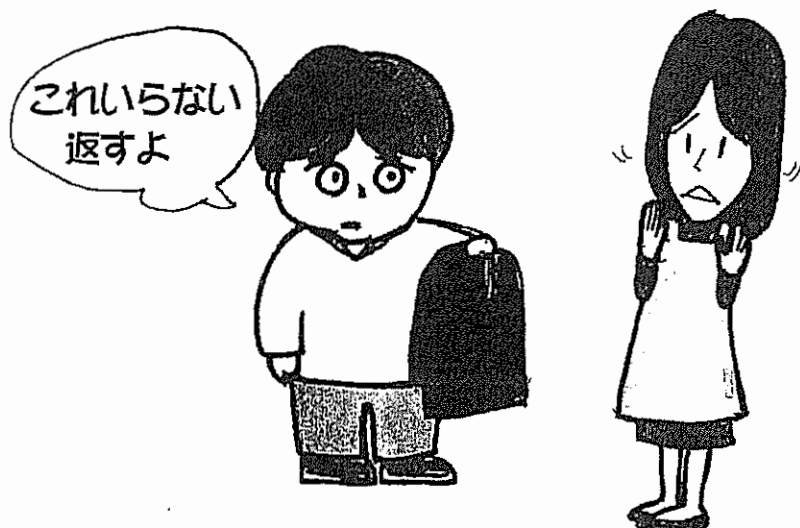
でしょうか？

ダイスケ君は、買った洋服を着てみましたが、やっぱり違う店で売っていたものの方が良かったなと思いました。洋服をお店に持って行って、代金を返してもらって、新しい洋服を別のお店に買いに行きたいのですが、そんなことはできるの

原則として、「契約」は一方の都合で、勝手にやめることはできません。「契約」した時と同様に、お店が「返品してもいいですよ」と、ダイスケ君に合意しなければいけません。

例外として、特別に法律で契約を取り消すことが許されている場合があります。それは、事実と違う説明をされて、だまされて契約した場合や、強迫されて契約した場合などです。未成年者には特別のきまりがあって、契約を取り消すことができる場合があります。その他にも、引渡しを受けた商品に重大な欠陥があるときや、「クーリングオフ」(8ページ参照)が認められるときは契約の解除ができます。

また、事実ではない説明を受けて契約を結んだときなどは「消費者契約法」によっても契約を取り消すことができる場合があります。



未成年者の契約には法定代理人(両親)の同意が必要です。
同意のない契約は、本人又は法定代理人が取り消すことができます。(9ページ参照)
ただし

- ① 未成年者が親からお小遣いとしてもらったお金で契約する場合
 - ② 自分は成人であると相手をだまして契約した場合
 - ③ 未成年者が結婚している場合
- などは、原則として取り消しはできません。

Q4 クレジットとは何ですか？



クレジット(credit)とは「信用」という意味です。商品などを購入するときに、クレジット会社が「きちんと返済してくれる人」だと信用して、販売店に代金を立替払いしてくれます。したがってクレジットを利用するということは借金することになりますので、その代金は後でクレジット会社に返済しなければなりません。

クレジットの種類としては、利用限度額の範囲内ならいつでも何回でも利用できるクレジットカード方式と、自動車などの高額な商品を購入するときなど、利用するたびに契約書を取り交わす方式の二つがあります。

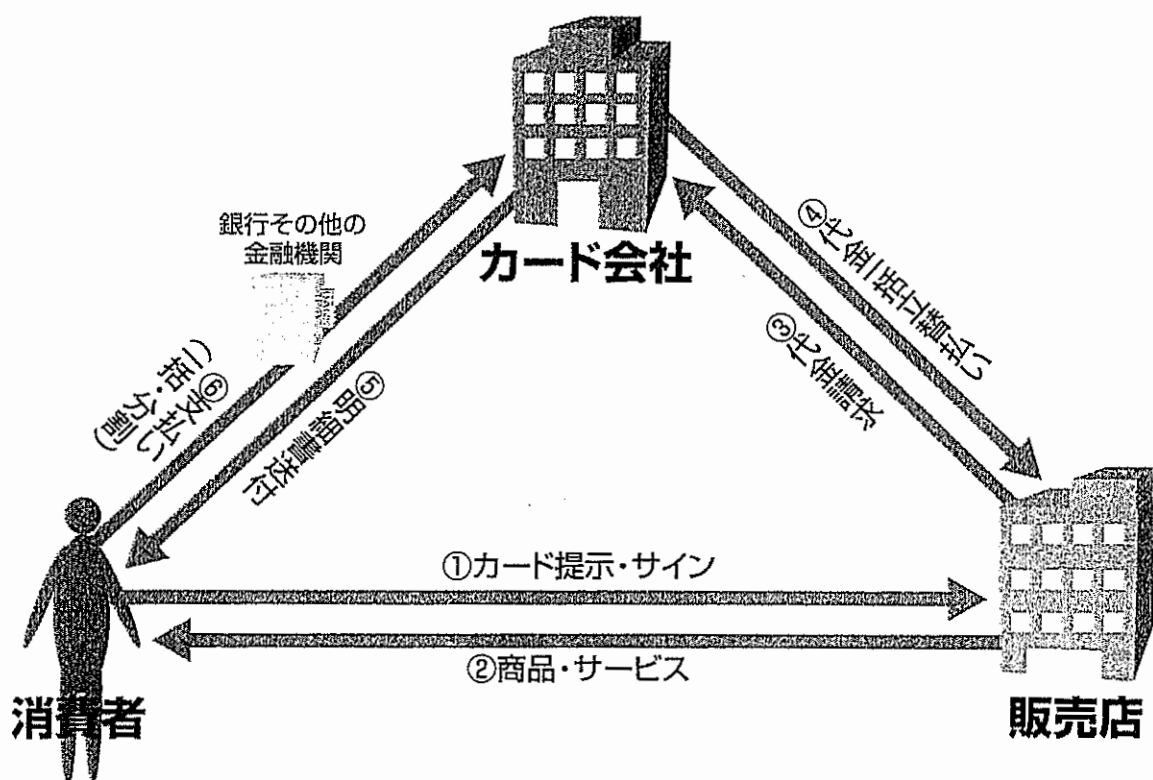
① クレジットのメリット

- ・ とりあえずお金がなくても物が買える。
- ・ 多額の現金を持ち歩くのが危ないときに便利(特に海外旅行など)

② クレジットのデメリット

- ・ 原則として金利・手数料を取られる。
- ・ 現金がなくても買えるので使い過ぎる恐れがある。
- ・ 他人に利用される恐れがある。

【クレジットカードのしくみ】



Q5 クレジットで注意することは何ですか？



クレジットを利用するにあたって、特に次のような点に注意しましょう。

- ① クレジットカードを取得したら裏面にサインをすること。
- ② 買物をしたとき、サインする前に売上票に記載された金額を必ず確認する。
- ③ クレジット会社から利用明細が送られてきたら、商品を購入した際に販売店から渡された売上票の控えと照合し、間違いがないかチェックする。
- ④ インターネットでの商品購入は慎重に。

また、クレジットの契約書にはいろんな約束事が記載されていますが、特に下記の項目には注意して約束を破らないようにしましょう。

- ① 返済期日
- ② 所有権留保

クレジットで買った商品の所有権は、返済が終了するまでは、クレジット会社にあります。したがって、返済が終る前に、買った商品を他人に売却したり、質に入れることは違法となります。

- ③ 期限の利益の喪失

決まった返済日に返済を怠ると、残金を一括して返済しなければなりません。つまり、分割払いの権利を失います。

- ④ 遅延損害金

決まった返済日に返済を怠ると、通常の支払額に遅延損害金を加算して支払わなければならなくなります。

その他に、知っていると思う約束事として『支払停止の抗弁』というのがあります。

これは、クレジットで商品を購入しても、商品が届かなかったり、渡された商品に不良品があったりした場合に、カード会社に対して支払を拒むことができる権利です。

Q6 クーリングオフとは何ですか？



クーリングオフとは、「訪問販売」の場合、契約（申込）をした日から一定期間内に消費者から一方的に、何の理由もなく無条件で契約を解除できる制度です。クーリングオフということばには頭を冷やすという意味があります。

クーリングオフができる条件にはどんなものがあるのでしょうか。

① どんな販売方法なら？

- ・ 自宅にセールスマンがきて
- ・ 街で声をかけられて
- ・ 電話で誘われ、約束の場所に行って

など、自分からすすんで店や営業所に行っていないときにクーリングオフができます。

② どんな商品なら？

買った商品が、法律で指定された商品やサービスであることが必要です。

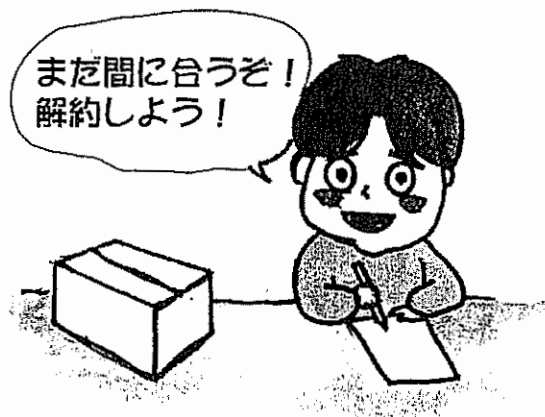
化粧品や健康食品などは開封してはいけません。

③ 期間はいつまで？

（契約）申込のための書面を受け取った日から法律で定められた期間以内です。

詳しいことは消費者センターや、法律の専門家に尋ねましょう。（22～23ページ参照）

また、クーリングオフの方法は、どうすればよいのでしょうか。証拠を残すために、電話ではなく、必ず書面で行います。内容証明郵便なら確実です。ハガキを簡易書留郵便で送る方法もあります。



▼未成年者の契約取り消しはこのように書きます。

[illegible]

▼クーリングオフのはがきはこのように書きます。

郵便 50

1600000

東京都新宿区
一丁目二番三号

株式会社御中

契約解除通知

契約申込日 平成16年2月25日

会社名 ○○株式会社

住所 東京都新宿区001-2-3

商品名 会員権付英会話教材

契約金額 ￥350,000.-

上記の契約を解除します。

平成16年3月1日

〒152-0031 東京都目黒区中根4-5-6

山田 花子

Q7 キャッシングとは何ですか？



「キャッシング」とは「CASHING」、つまり、「CASH」をすることです。「CASH」とはもちろん「現金」のことですね。では「キャッシュをすること」とは一体どういうことなのでしょう？

これは、簡単にいえば「現金という商品を購入すること」つまり「借金をすること」なのです。クレジット契約とはもともと消費者が何か「商品」を購入して、その代金をクレジット会社が一括して販売店に支払い、消費者がクレジット会社に分割して、手数料を付けて支払うという形態でしたね。(6ページ参照)「キャッシング」とは「現金」という商品を購入してその金額に利息を付けて返済していくものと言ってもいいかもしれません。最近ではクレジットカードに「キャッシング」の機能を持たせたカードが少なくありません。つまりカードでもってそのクレジット会社から直接お金を借りることができるのです。しかし、その手軽さとは裏腹に、一般の金融機関に比べはるかに高い利息となっています。

また、キャッシングは銀行のキャッシュカードの利用とは違います。銀行のキャッシュカードの利用とは、あくまで自分の預金をキャッシュカードでおろすことです。したがって、自分が銀行に預けている範囲で自分のお金を手にするのです。しかし、キャッシングの場合は、あらかじめ預金がある訳ではありません。純粋な「借金」なのです。機械の操作ですぐに現金が手にはいるので自分のお金だと錯覚し、無計画に利用してしまうと大変なことになります。「キャッシング」は金利も高いことから、無計画な利用によって、あっという間に支払不能の状態に陥る人が跡を絶ちません。「キャッシング」は「打ちでの小槌」ではありません。「キャッシング」＝「借金」であることをしっかり理解しておきましょう。



Q8 サラ金とは何ですか？



サラ金とは、サラリーマン金融の略称です。現在では「消費者金融」とも言います。サラリーマン

だけではなく、消費者を相手にお金を高利で貸す金融業者です。中には、自らの収入はない主婦や学生にさえ貸す業者もあります。

サラ金の貸してくれる金額は、一般に1社あたり10万円～50万円ですが、実に簡単に貸してくれます。店頭まで行かなくても、無人契約機でカードを作ることができ、カードを使ってお金を借りたり返済したりすることができます。そして、提携している銀行でお金の出し入れさえできるのです。

サラ金が貸し出すお金の金利は、年利で25%から29.2%です。私たちが銀行にお金を預けたときの金利が0.15%ぐらいですので、その数百倍ですから相当な高金利です(2001年1月現在)。



サラ金よりもっと金利が高い次のような金融業者もあります。

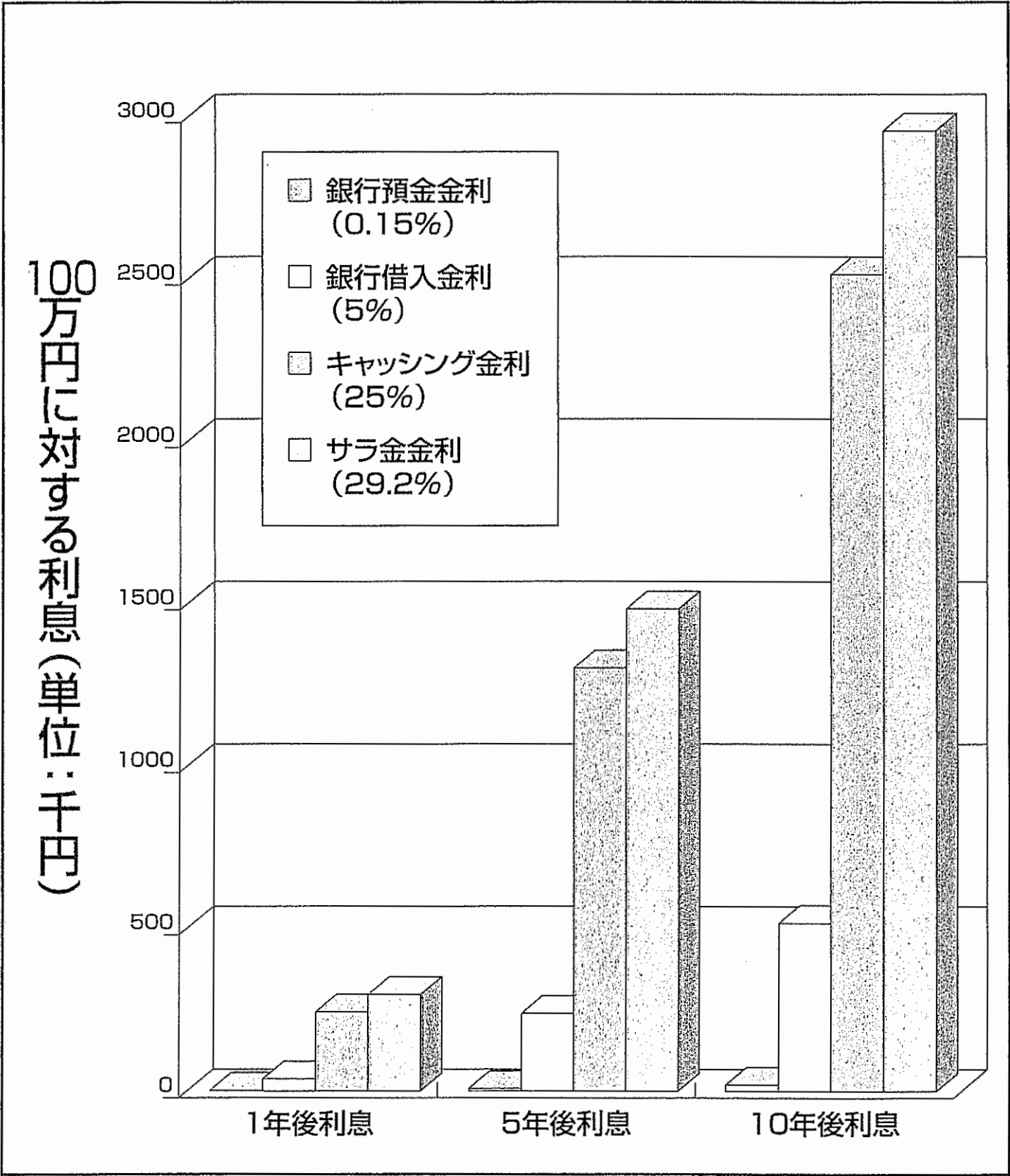
① 日賦貸金業 年54.75% (2004年1月現在)

通称「日掛け」と呼ばれる金融業者で、小規模な事業を行っている人を対象に毎日集金する方法によって営業する業者ですが、2000年には、暴力的な取立が多数社会問題となり、多くのマスコミでその苛酷な取立の様子が報道されました。

② ヤミ金融 十日で1割「トイチ」、1週間で2割「シュウニ」

10日で1割、1週間で2割3割といった高利で貸付を行う違法な業者です。暴力団等が関与し、暴力的な取立が行われる場合が多く、電話番号しかわからず住所はおろか名前さえもわからないところがほとんどです。

金利の比較2001年1月現在の目安



Q9 カードには、 どんなものがありますか？



キャッシュカード、クレジットカード、キャッシングカード、プリペイドカードなど、私たちの回りには実にたくさんのカードがあります。

① キャッシュカード

銀行や郵便局などの預貯金の引出しと預入れがCD（キャッシュディスペンサー）を利用してできるカードです。

② クレジットカード

現金を持ち歩かなくても買物や食事ができ、その代金を分割で支払えるというものです。また、キャッシングをすることもできます。便利なもので、「プラスチックマネー」と呼ばれるゆえんです。現在、日本では2億4000万枚を超えるクレジットカードが発行されています。実に、赤ちゃんからお年寄りまでを含めて一人2枚以上のクレジットカードを持っているということになります。

③ キャッシングカード

キャッシングの機能のみを持ったカードです。多くの消費者金融のカードがこれに当たります。カードを使ってATM（自動預金支払機）を利用して借金をしたりその返済をすることができます。また、自社のATMだけでなく手数料を支払うことによって提携している銀行のCDを利用してお金の出し入れをすることもできます。しかし、キャッシュカードと違いこれは借金なのです。

銀行のCDを利用することで自分の預貯金と錯覚してしまわないようにしなければなりません。

④ プリペイドカード

「前払式カード」で、テレフォンカードが代表的なものです。先にお金を払いカードを購入し、カードを使用して代金を支払います。

⑤ その他

レンタルビデオ店の会員カードのようなメンバーズカード、学生証などのようなIDカード（身分証明書）など実に様々なものがあります。また、最近ではこうしたものにクレジットカードやキャッシングカードの機能を取り入れた複合型のカードもあります。

どんなカードを持っているか調べてみよう。

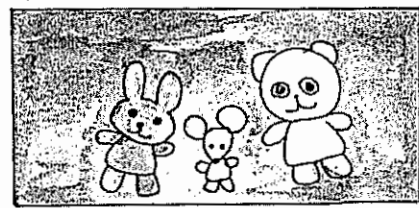
MEMBER'S

VIDEO

メンバーズカード

ビデオ、CDレンタルなどの販売店の会員カードです。会員証のようなもので、割引などの特典がついているのが普通です。

0 5 10 30 50



MTT

プリペイドカード

先にお金を払ってカードを買います。テレホンカードやオレンジカード、文具カード、コンビニカードがこれです。

4 CASH CARD



キャッシュカード

銀行や郵便局の自分の口座にあるお金を引き出したり、預けたりするときに使うカードです。同じカードでキャッシングのできるものもあります。

✦ AIR MILEAGE SERVICE

ACB
INTERNATIONAL

AIR CARD

3545 6844 2222 1077

03/03

12345678
KOGUMA TARO



クレジットカード

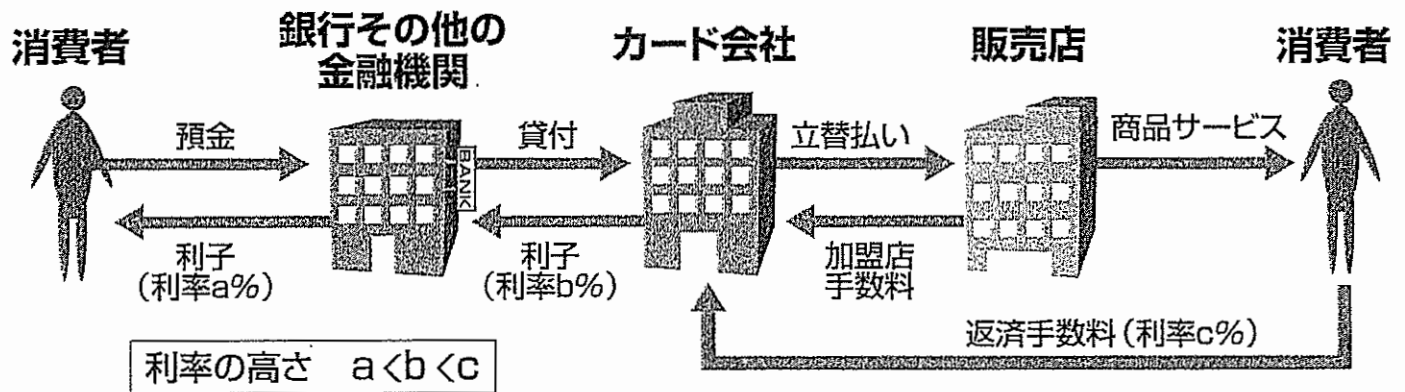
このカードを提示し、サインするだけで、通信販売ではカードナンバーを伝えるだけでショッピングができます。代金は後払いです。現金自動支払機を使ってキャッシングすることもできます。

あなたはどのカードを持っていますか？

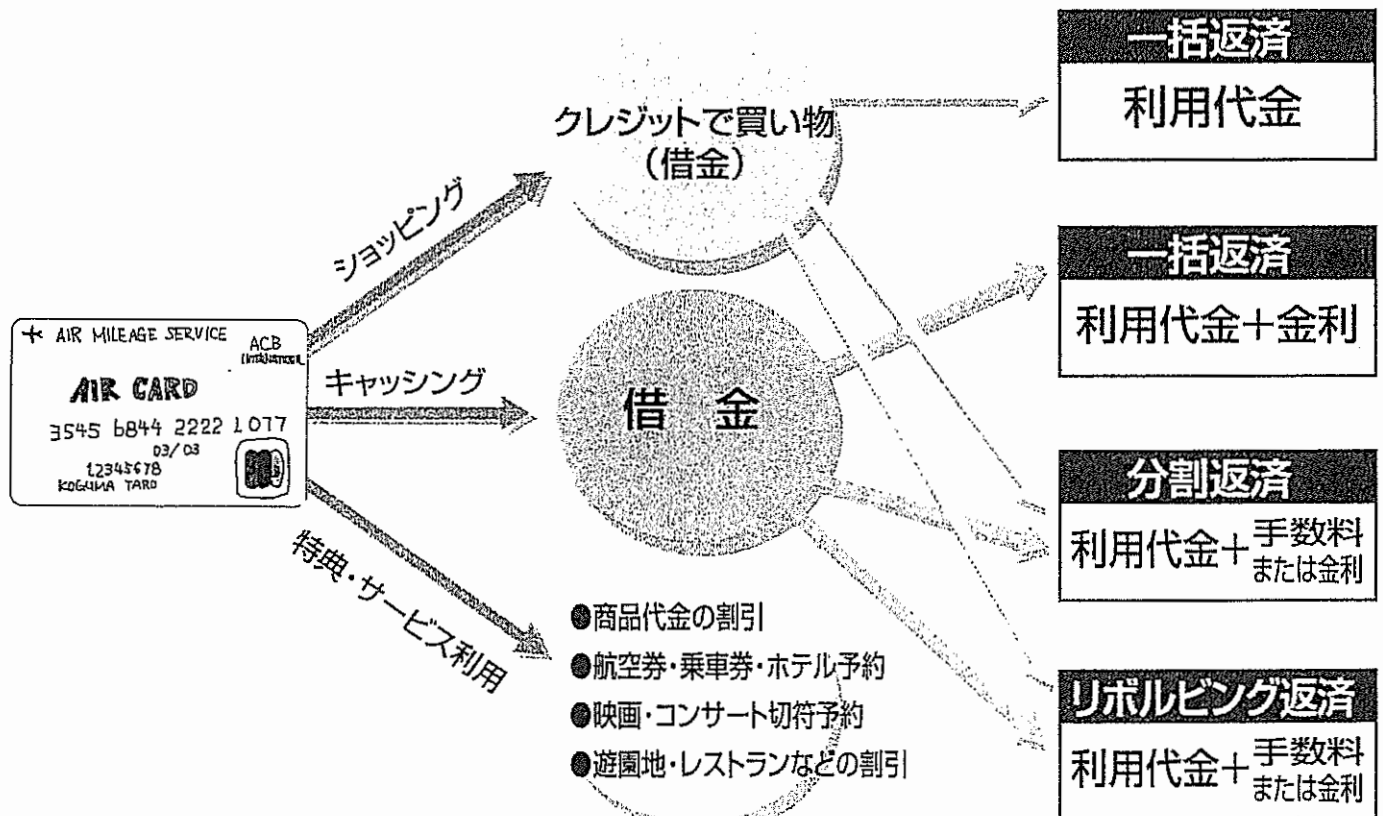
カードの種類	自分の持っているカード	枚数
メンバーズカード		
プリペイドカード		
キャッシュカード		
クレジットカード		
その他のカード		

お金がないのに、ものが買える秘密？

消費者／お金がなくてもショッピングができる
 販売店／カード加盟店になると売り上げが伸びる
 カード会社／利用者や加盟店から手数料収入が入る



クレジットカードの機能



Q10 カードを他人に貸すと、 どうなるのですか？



例えば、あなたが友人にクレジットカードを貸して、友人がクレジットカードで洋服を購入したとしましょう。クレジットの内容は毎月1万円の5回払いです。友人は、必ず自分が支払うから心配いらないと言っていますが、もし支払いをしなかったらどうなるのでしょうか。

友人が、クレジットの支払いをしない場合には、あなたがそれを支払わなければなりません。なぜならば、契約はあなたの名前でされているからです。つまり、クレジット会社とあなたとの間で契約が成立しており、毎月1万円、合計5万円をあなたがクレジット会社に支払うという義務があるからです。

カードを貸すのではなく、クレジット契約などを結ぶ際の「名義貸」においても同様です。「名義貸」とは、名義を使用するのを認めることをいいます。クレジット契約や借金の際にあなたの名前を貸して契約すると、あなた自身がお金を借りたことになるのです。そして、いくら友人に名前を貸しただけで自分は関係ないというような主張をしても認められません。

ですから、カードを貸したり、名義貸は、絶対にしてはいけません。カードは大切なものですから、自分自身できちんと管理しましょう。



Q11 多重債務とは何ですか？

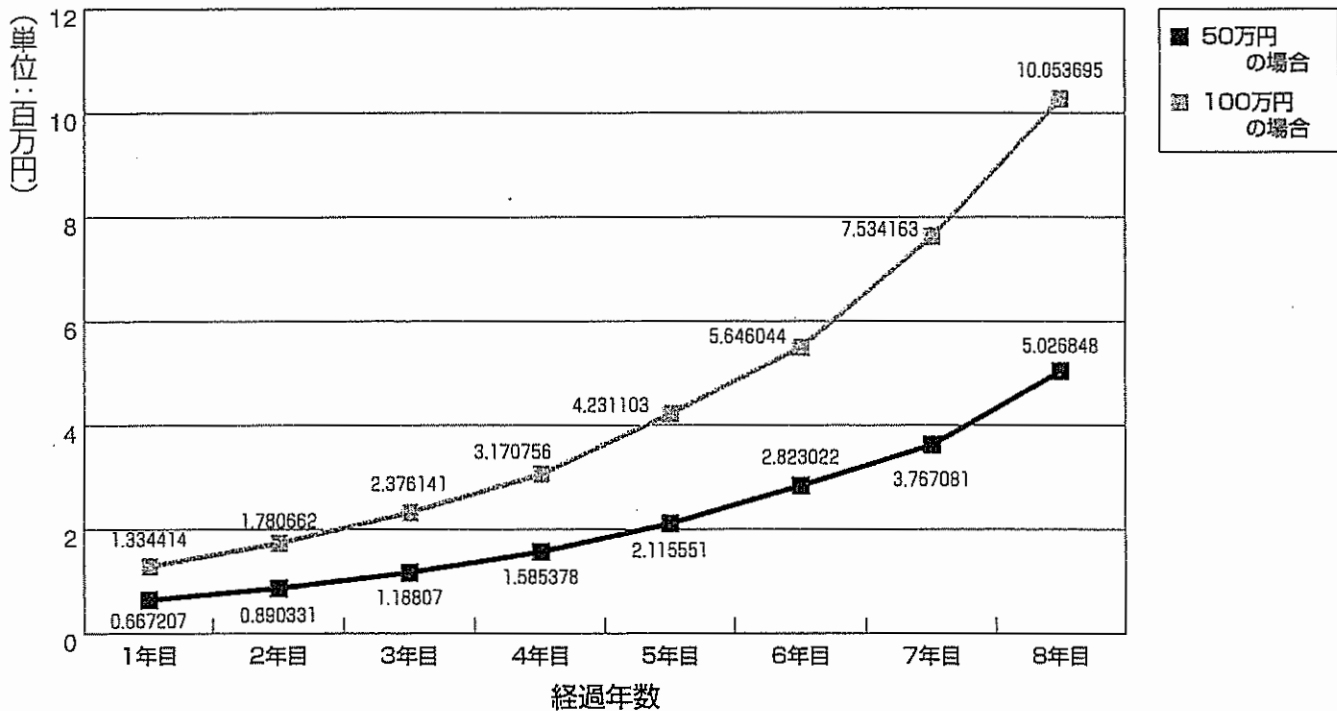


「多重債務」の文字を見てみることから考えてみましょう。まず、「債務」という言葉を考えてみましょう。「債務」とは簡単に言えば自分の「義務」ということです。あるいは「責任」と言い換えてもいいかもしれません。お金の貸し借りで言えば、お金を借りた人は返す「義務」、「責任」がありますね。また、お金を借りた人の保証人になった人は、もしも、借りた本人が返せなくなった場合は本人に代わって返済する「義務」、「責任」がありますね。このように「債務」とは契約から生じた「義務」、「責任」を意味するのです。では次に「多重」の文字を見てみましょう。「多」とは文字通り「多い」ということですね。「重」とは「重なる」という意味ですね。つまり「多く重なっている」ことになります。

「債務」が「多い」とはどういうことでしょうか？ 例えばAさんは毎月20万円の返済をしなければならないとします。しかしAさんには毎月100万円の収入があるので、充分支払いができるのです。一方、Bさんは毎月の支払いは5万円で済むのですが、収入が毎月8万円しかありません。生活費を考えるととても5万円は支払えません。つまり、Aさんにとっては毎月20万円を返済する「義務」は「多く」ありませんが、Bさんにとっては毎月5万円を返済する「義務」は「多い」ということになります。「多い」とはその人の収入、生活の状況を考えると「多い」ということなのです。



借金の利息を毎月サラ金から借り入れて支払う事を繰り返した場合。
(年利29.2%として計算)



では、支払いができないBさんはどうするのでしょうか？ Bさんは5万円を支払うためにやむを得ず、別の金融機関からお金を借りてしまいました。こうして返済のためにお金を借りるようになると、もう雪だるま式に借金、つまり返済の「義務」が「重なって」いき、増えていってしまいます。

もうわかりますね。このようにして、支払ができないほど「多く」「重なった」「(お金の支払い)義務」を「多重債務」というのです。また、「多く」「重なった」「債務」を抱え、支払不可能の状態になっている人を「多重債務者」と言うことがあります。1社のサラ金の返済のために別のサラ金から借り、またその返済のために別のサラ金から借り、またさらに…、ということくり返すと、あっという間に多重債務者になってしまいます。

多重債務を抱えてしまうとどうなるのでしょうか？ それこそ「支払え!」「支払え!」のひっきりなしの支払いの請求が待っています。それでも支払いがない場合は裁判を起こされ、給料の差押え等がなされてしまいます。当然勤務先にも知れることになり、こうなるともう、自分の社会的な信用がなくなってしまうことにもなります。最悪の場合、自殺をしてしまう人さえいるのです。

Q12 多重債務者にならないためには、 どうすればいいのですか？



借り過ぎ、使い過ぎに注意

ローンやクレジットの最大のトラブルは、返済が遅れて遅延損害金(Q5参照)などの請求を受けたり、さらには返済できなくなるほど借り過ぎたり、使い過ぎたりしてしまうことです。

そうならないために特に、以下の点に注意しましょう。

- ① ローンやクレジットは他人のお金を借りる「借金」であり、必ず返済しなければならないということを認識したうえで利用する。
- ② いくらまでなら返済できるかを考えて、あらかじめ自分の限度額を決めておく。
- ③ 自分の生活レベルに応じた品物か、なぜ必要なかを明確に考えたうえで利用する。
- ④ 翌月の返済だけでなく、返済完了までの返済計画をたててから利用する。
- ⑤ 毎月何日に口座から引き落とされるのかを覚えておき、少なくとも引き落とし日の前日までは口座に必要額を入金しておく。
- ⑥ 借入れしたときの返済計画表や契約書、返済したときの領収書等は捨てずに大切に保存しておく。



Q13 多重債務者になってしまったら、 どうすればいいのですか？



多重債務に陥り、どうしても返済できなくなってしまったときは、債務を整理する方法として次の方法があります。

① 任意整理

弁護士などを通じて、業者と話し合い、債務額や毎月の返済額を減額してもらう方法。

② 特定調停

簡易裁判所に調停の申立てをし、裁判所で業者と話し合い、債務額や毎月の返済額を減額してもらう方法。

③ 民事再生手続

破産のおそれのある人が、裁判所に申立てをし、おおむね借金の総額の5分の1または100万円のいずれか多い額を3年かけて返済し、残額は免除してもらう制度。

④ 自己破産

裁判所に対して、支払不能を原因として破産宣告を申立て、財産があればそれを債権者に平等に分配し、債務を免除してもらう方法。

破産宣告を受けると、社会的信用を失い、その後10年間くらいはクレジットを利用することができなくなります。

また、借金の原因として浪費が多い場合は、免責（借金の免除）を受けられない場合があります。

とにかく、毎月の返済額が自分の返済能力を超えたと思ったら、一人で悩まず、早めに法律の専門家に相談することが肝心です。



Q14 トラブルに巻き込まれないためには、 どうすればいいのですか？



次のような点を心がけましょう。

① アンケートには用心

私たちの氏名、住所、電話番号、生年月日等はデータ化され、業者の手にわたっていることもあるようです。素性のわからないうアンケートに答えると登録され、悪用されてしまう危険があるので不用意にアンケートに答えないようにしましょう。

② うまい話には必ず裏がある

世の中には楽をしてもうかる話はそう簡単にはありません。うまい話の裏には必ず落とし穴があることを肝に銘じておきましょう。

③ 契約社会に生きていることを常に考えておく。

一度、契約書にサインし押印すると、悪徳業者はそれを楯にしてつけ込んできます。

- ・ 契約書はよく読み、内容をしっかり確認する。
- ・ むやみやたらにサインしたり、印鑑を押したりしない。

④ 「断る勇氣」をもちましょう。

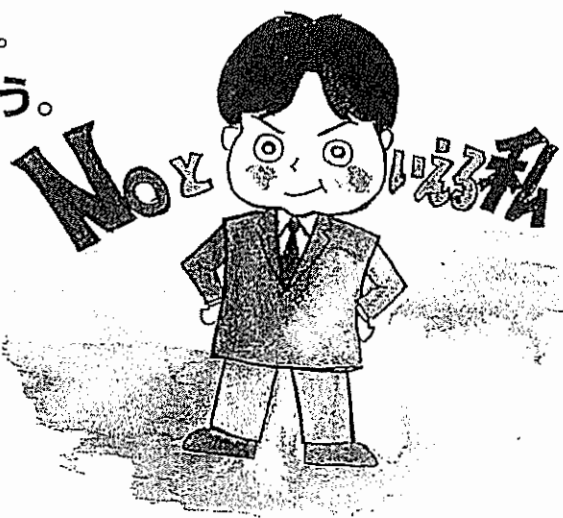
- ・ あやしいと思ったら、迷わず、断る。
- ・ 本当に必要な物かよく考える。

⑤ 自分一人で判断しないようにしましょう。

これまでの自分の経験や知識で判断できないと思ったら、迷わず、家族や友人、先輩などに相談しましょう。

⑥ 泣き寝入りはしないようにしましょう。

万一、被害にあってしまったら決してあきらめず、法律の専門家に相談するようにしましょう。



編集・発行 熊本県司法書士会

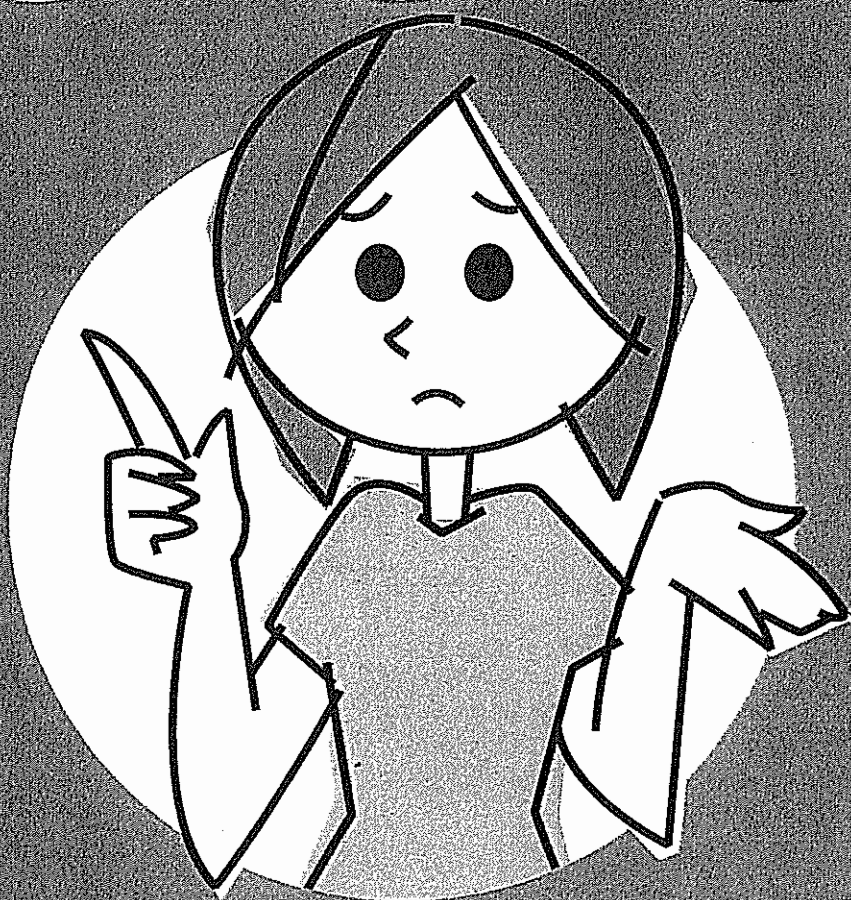
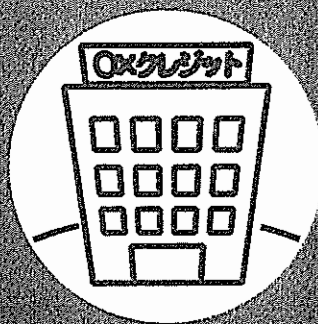
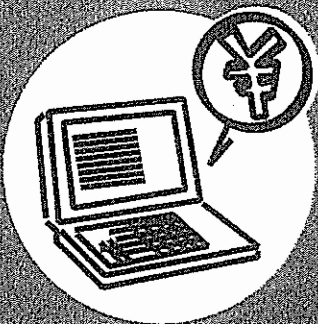
〒862-0971 熊本市大江4丁目4番34号

TEL096-364-2889 FAX096-363-1359

URL <http://www.infobears.ne.jp/kumass>

E-mail : kumass@infobears.ne.jp

知っておきたい!! 消費者トラブル&対処法



愛知県司法書士会

契約について

I. 契約の具体例

- ☆本屋さんで本を買う
- ☆レンタルビデオショップでビデオを借りる
- ☆友達にピアスをあげる約束をする

II. 口約束でも契約は成立する! — 契約書を作成する意味とは?

- ☆後日の紛争(「言った!」「言わない!」の争いになる)を防ぐため
- ☆裁判になったときの証拠にするため

契約の取り消しや申込の撤回・契約の解除(クーリングオフ)等について

I. 取り消しできる例

☆未成年者が、法定代理人(両親などの親権者または後見人)の同意をもらわずに結んだ契約

但し、次の場合には
取り消しできない

- ・こづかいなどを使って契約したとき
- ・結婚している未成年者の場合
- ・相手に成年者であると信じさせて契約した場合

☆だまされたり、おどされたりして結んだ契約

II. クーリングオフについて

クーリングオフとは? 一定期間内に書面を出せば、一方的に申込の撤回や契約の解除ができる制度

? どんな場合にクーリングオフできるのか

取引内容	期 間
訪 問 販 売 電 話 勧 誘 販 売	法定書面を受け取った日から8日間
マ ル チ 商 法	法定書面を受け取った日から20日間 (ただし、販売することを目的に購入する商品についての契約は、最初に引渡しを受けた日か、法定書面を受領した日のどちらか遅い方から20日間)
内職・モニター商法など	法定書面を受け取った日から20日間
エステティックサロン(契約期間が1ヶ月を超えるもの) 外国語会話教室(契約期間が2ヶ月を超えるもの) 家庭教師派遣(契約期間が2ヶ月を超えるもの) 学 習 塾(契約期間が2ヶ月を超えるもの) パソコン教室(契約期間が2ヶ月を超えるもの) 結婚相手紹介サービス(契約期間が2ヶ月を超えるもの) ただし、いずれも金額が5万円を超えるもの	法定書面を受け取った日から8日間
割 賦 販 売 ク レ ジ ッ ト 契 約	法定書面を受け取った日以後の告知日から8日間

期間についての注意点

販売業者等からクーリングオフ妨害があった場合には、改めてクーリングオフができる旨の書面を受け取ったときからクーリングオフ期間は進行する。したがって、それまではクーリングオフができる。



② クーリングオフの方法

- ☆クーリングオフは必ず書面であることが必要
- ☆「内容証明郵便」か、はがきを「配達記録郵便」で送る
- ☆クレジットで支払いの手続きをした時は、クレジット会社への通知も必要

③ はがきの書き方

販売会社に通知するとき

契約解除通知書	
契約年月日	平成〇年〇月〇日
商品名	〇〇〇
契約金額	〇〇〇円
販売会社名	株式会社〇〇 〇〇営業所 担当者〇〇〇〇氏
上記日付の契約は解除します。 なお、速やかに商品の引き取り、 支払済みの〇〇円の返金手続きを 行なってください。	
平成〇年〇月〇日	
住所	
氏名	

クレジット会社に会社に通知するとき

契約解除通知書	
契約年月日	平成〇年〇月〇日
商品名	〇〇〇
契約金額	〇〇〇円
販売会社名	株式会社〇〇 〇〇営業所
上記日付の契約は解除します。	
平成〇年〇月〇日	
住所	
氏名	

④ はがきを送る際の注意点

必ず両面ともコピーをし、配達記録郵便の受領証とともに大切に保管する。

要注意

こんな場合はクーリングオフができない！

① お店に行って商品を買った場合や、通信販売で買った場合。

それでもクーリングオフできる例外

マルチ商法

業務提供誘引販売取引（内職商法やモニター商法など）

特定継続的役務提供（エステティックサロン、外国語会話教室、学習塾、家庭教師、パソコン教室、結婚相手紹介サービスの6業種）

特定顧客取引（アポイントメントセールス、キャッチセールス、アンケート商法、デート商法、など）

② 訪問販売であっても、封を開けてしまったり、少し使ってしまった化粧品や洗剤などの消耗品。乗用自動車。

それでもクーリングオフできる例外

業者が「試してみてください。」などと言って封を開けさせた場合。

③ 現金で購入した3,000円未満の商品。

重要！上記以外でもクーリングオフできる場合があるので、とにかく契約書をよく読もう！

Ⅲ. 中途解約について

中途解約とは? クーリングオフ期間経過後でも、一方的に解約することができる制度

① 中途解約できるサービス取引は?

1. エステティックサロン
2. 外国語会話教室
3. 家庭教師派遣
4. 学習塾
5. パソコン教室
6. 結婚相手紹介サービス
7. マルチ商法

② 期間と金額の条件

サービスの種類	サービス提供期間	金 額
エステティックサロン	1ヶ月を超えること	5万円を超えること
外国語会話教室	2ヶ月を超えること	
家庭教師派遣		
学習塾		
パソコン教室		
結婚相手紹介サービス		

③ 解約した場合のサービス提供事業者側の請求額の上限

サービスの種類	サービスを受ける前に解約した場合	サービスを受け始めてから解約した場合
エステティックサロン	20,000円	サービスを受けた分+解約料 解約料は「残金の10%」と「20,000円」のいずれか低い額
外国語会話教室	15,000円	サービスを受けた分+解約料 解約料は「残金の20%」と「50,000円」のいずれか低い額
家庭教師派遣	20,000円	サービスを受けた分+解約料 解約料は「授業料の1ヵ月分」と「50,000円」のいずれか低い額
学習塾	11,000円	サービスを受けた分+解約料 解約料は「授業料の1ヵ月分」と「20,000円」のいずれか低い額
パソコン教室	15,000円	サービスを受けた分+解約料 解約料は「残金の20%」と「50,000円」のいずれか低い額
結婚相手紹介サービス	30,000円	サービスを受けた分+解約料 解約料は「残金の20%」と「20,000円」のいずれか低い額

④ マルチ商法の中途解約

マルチ商法…

入会後1年未満に退会すれば、購入した商品を返品し適正な額(最大1割の負担をのぞいた額)の返金を受け取ることができる。

但し、次の場合は商品の返品ができない。

- ① 商品の引渡しを受けた日から90日を経過している。
- ② 商品を再販売している。
- ③ 商品を使用又は消費している。
(マルチ業者等が商品を使用させ、または消費させた場合を除く)
- ④ 自らの責任で商品をなくしたり壊したりした。



IV. まだまだ取り消せる！——消費者契約法について

消費者契約法とは？

契約を取り消す権利や、道理にはずれた契約項目の無効を主張できる権利を消費者に認め、トラブルや被害の発生を防止することを目的とした法律。

☆事業者の不適切な勧誘によって、消費者が誤解をして結んだ契約

- ① 事業者が重要なことについてウソをついた場合
 事業者が確実でないことを断定的に言った場合
 消費者に有利なことだけを言って、不利益なことをわざと言わなかった場合

☆事業者の不適切な勧誘によって、消費者が困惑して結んだ契約

- ① 自宅等に訪問され、帰って欲しいと言ったのに事業者が帰らなかった場合
 勧誘されている場所から帰らせて欲しいと言ったが、帰してもらえなかった場合

具体的事例で考えてみましょう。

Aさんの物語

親元を離れ名古屋で一人暮らしをしている大学3年生のAさんは、自宅アパートで就職活動を行なう準備をしていたところ、突然イロハ社のセールスマンが訪ねてきて、Aさんにパソコンの購入を勧めてきました。

Aさんは突然の訪問に戸惑い、またパソコンを購入する意思もお金もなかったため、一度は購入の意思がない旨を伝え、セールスマンにアパートからの退去をお願いしましたが、セールスマンは退去しようとしませんでした。

その後も1時間ぐらいセールスマンは商品の説明をし続け、最後に「これからの時代、パソコンがなくては就職活動ができない！当社のパソコンは最新式で値段も他社製品より断然安く、とても良い物なので一台持っていて損はない！」と言ってきました。

Aさんは、この状況から早く解放されたいという気持ちと、確かに就職活動にパソコンは欠かせないし、最新式のパソコンが格安の値段で手に入るなら「まあいいか。」という気持ちから、セールスマンの言われるまま契約書にサインをし、ローンによりパソコンを購入してしまいました。

そんなこんなで契約後1ヶ月が経ち、Aさんは落ち着いて今回の契約書やイロハ社から送られてきたパソコンを見てみると、パソコンは3・4年前の型であり、金額も他社の2倍以上であることに気づきました。

Aさんはどうにも今回の契約が納得できません。Aさんはどのような法的手段を取ることができるでしょうか？

今回の場合、真っ先に思い浮かぶのがクーリングオフによる契約解除です。しかし、1ヶ月前の契約時に法定書面を受け取っていた場合は、期間（8日間）が過ぎていますので、クーリングオフできません。

また、セールスマンは「このパソコンは最新式で値段も他社製品より断然安く」と言っていたのに、実際の製品は3・4年前の型であり、更に値段も他社の製品の2倍以上の金額であったので、いわばAさんはだまされて契約をさせられたと言えるので、詐欺による契約の取り消しを主張することも可能であると思われますが、裁判上「だまされた」ということを証明するのはAさんの側にあり、一般的にAさんが「だまされた」ことを証明することは非常に困難なことであります。

そこで、

今回の場合、消費者契約法を武器にこの契約を取り消すことが可能であると思います。

あきらめないで！

自由な意思決定の妨げがあった契約や、社会的道徳にひどく反した契約は無効になる場合もあります。

自分で判断してあきらめる前に、司法書士などの専門家までご相談ください。



悪質商法について

マルチ商法

健康食品、美顔器、浄水器、化粧品、ファックス、ふとん

もうかるからと商品の販売組織に誘い、商品を購入させ、友人など次々に組織への加入者を増やしていくと利益が得られるというもの。勧誘時の成功話と違って思うように加入者を獲得できず、売れない商品を抱えることになる。

現物まがい（預託）商法

和牛などの飼育動物、鳥類、金、ゴルフ会員権

和牛や金などの商品・サービスを買わせ、それらを預かり、一定期間経過後に高い利息をつけた価格で買い取るというもの。実際は現物を消費者に引き渡すこともなく、業者が現物を持っているかも疑わしい。

アンケート商法

浄水器、化粧品、美顔器、絵画、映画鑑賞券、エステティックサービス

「アンケートに答えて」などと話しかけてきて、「このままではシミ・しわになる」などと不安をあおって化粧品を売りつけたり、今後値上がりすると説得して絵画などの商品を売りつける。

ネズミ講

組織に加入し、金銭、有価証券などの配当

後から組織に加入した者が支出した金銭を、先に加入した者が受け取る配当組織。「無限連鎖講の防止に関する法律」によって、金銭に限らず有価証券なども禁止された。最近はインターネットや電子メールを利用して勧誘するケースが増え、従来の口コミに比べ、広範囲、瞬時に広がる危険性がある。

キャッチセールス

化粧品、美顔器、エステティックサービス、絵画、映画鑑賞券

駅や繁華街の路上でアンケート調査などと称して呼び止め、喫茶店や営業所に連れて行き、契約に応じるまで解放しない雰囲気にして商品やサービスの契約をさせる。

モニター商法

浄水器、美顔器、ふとん、和服、痩身エステティックサービス

「モニターになればやすく買える」、「モニター料が入る」などと言って高価な商品を買わせる商法。

先物取引商法

金・トウモロコシ、大豆などの先物取引

同郷または大学の後輩などと偽って近づき、信用させておいて「金や大豆などの先物は今買っておけば、数年先には相場が上がり、利益になる」といって契約を迫る。いったん取引に応じると、やめさせてくれず、次々にお金を出させ、結局大損になる。

アポイントメントセールス

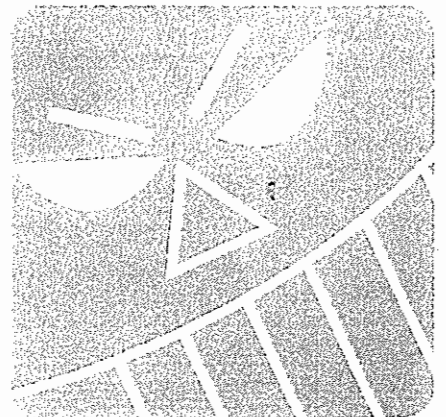
絵画、宝石、パソコン、割引サービス会員権、CD-ROM、ビデオソフト

「景品が当たった」「旅行に安く行ける」「会って話したい」などと、有利な条件を強調して電話で営業所や喫茶店に呼び出し、商品やサービスを契約させる。

無料商法

エステティックサービス、化粧品、健康器具、浄水器、和服、ふとん

「無料招待」「無料サービス」「無料体験」など「無料」をセールストークにして広告やチラシで人を集め、高額な商品やサービスを売りつける。





名称

主な商品・サービス

主な勧誘方法と問題点

SF（催眠）商法

羽毛ふとん、磁気マットレス、電気治療器、健康食品

「くじに当たった」「新商品を紹介する」といって人を集め、閉め切った会場で台所用品などを無料で配り、得した気分させ、興奮状態にしておいて、異様な雰囲気の中で最後に高額な商品売りつける。

点検商法

羽毛ふとん、消火器、白アリ駆除、耐震診断、屋根工事

点検に来たと言って来訪し、「ふとんにダニがいる」「白アリの被害がある」「工事をしないと危険」などと、事実と異なることを言って新品や別の商品・サービスを契約させる。

実験商法

浄水器、洗剤

試薬などを使い、その商品がいかに効果があるのかの実験をして見せ、他社の製品が危険・有害であるかのように誤認させて、商品を売りつける。

見本工事商法

ベランダ、カーポート、外壁サイディング、サニールーム、ソーラーシステム

「目立つ場所で宣伝になる」「カタログに写真を掲載させてもらう」など住宅設備関連の商品や工事を特別に安くするような言い方で勧誘し、実際には、ずさんな工事や安全性に問題があるものを売りつける。

資格商法

電験三種（第二種電気主任技術者）、行政書士などの国家資格取得講座や財務・税務などの民間資格取得の講座と教材

電話で「受講すれば資格が取れる」「もうすぐ国家資格になる」などとしつこく勧誘をし、講座や教材を契約させる。

資格商法の二次被害

以前資格講座を受講した人に「登録が残っている。取り消すには費用が必要。」「資格が取得できるまで契約は終わらない。」などと言って金銭の請求をする。

就職（求人）商法

和服、婦人下着、タレント養成講座

「展示会での販売のお手伝い」「商品宣伝のアルバイト」など、就職（求人）の広告で人を集め、応募者に「仕事に必要なだ」などと商品を売りつける。

内職商法

宛名書き、チラシ配り、データ入力、テープおこし、パソコン、ワープロ入力

「在宅サイドビジネスで高収入を」「資格・技術を身につけ在宅ワーク」などの広告で勧誘し、材料や高い機械を売りつけたり、講習会と称して多額の受講料を取ったりする。実際は、講習が受けられなかったり、ほとんど収入が得られなかったりする。

展示会商法

きもの、アクセサリ

「今回限りの特別価格」「案内のはがき持参の方に粗品プレゼント」などといった折り込み広告やダイレクトメールで誘い、誇張した説明でしつこく勧誘し商品を買わせる。

デート商法

きもの、アクセサリ

甘い言葉で近づき、恋人のようにデートを重ねるうちに高額な商品を契約させる。

インターネット通販

商品全般

インターネットを通じて商品の注文をさせるが、代金を振り込んでも商品が届かない。催促しようとホームページを開くが、すでに閉鎖されている。

継続的役務トラブル

エステ、外国語教室

「簡単にやせられる」「成績が上がる」と勧誘し契約させる。実際に試してみないと自分に合っているかわからないサービスに、長期のクレジットを組ませる。

会員権商法

ゴルフ会員権、レジャー会員権

「将来必ず値上がりする」「いつでも利用できる」とゴルフやレジャーの会員権を購入させる。売却したい時に売れず、施設を使いたい時に使えないなど説明と違うことが多い。

霊感商法

霊、印鑑、祈祷

「宗教活動」に見せかけて相談者に不安や恐怖心を抱かせ、高額な霊、印鑑や祈祷料、供養料を払わせる。

かたき商法

消火器、水道工事

もっともらしい制服を着て水道局や消防署などの公的機関からの訪問のように見せかけ、商品売りつける。巧みな話術で消費者に誤解を生じさせる。

コバ（にっぽち）商法

株取引

「資金の2割を出せば、残りの8割を融資する」と株取引を勧誘し、購入資金を出させる。消費者の返金要求には応じず、業者が本当に株の購入をしたのかも疑わしい。

原野商法

原野

利用価値のないような原野を「開発予定がある」「今が安い」と購入させる。開発予定はなく、売ろうとしても売れない場合が多い。

原野商法の二次被害

原野の測量

以前原野を買った人に「売るためには測量が必要だ」と言って測量代を請求する。



まだまだある！悪質^{サギ}な詐欺—こんな手口でやってくる。

「お礼に〇〇万円払うから、〇〇〇金融からお金を借りてくれないかな。借金の返済はこっちが責任をもってするからね。君はお金を借りてくれるだけで〇〇円が手に入るんだよ。」と業者から誘われて「おいしい！」と思い、借りてあげた。

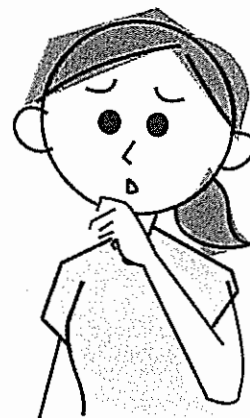
**結果は
もちろん!**

金融会社からの請求はあなたのところへ。どうなっているのか業者に連絡しても行方不明。残ったのはあなた名義の借金。

インターネットでおいしい話を探していたところ「君のクレジットカードでデジタル液晶テレビを買ったらすぐに商品を現金に換えてあげます。」という業者にヒット。ちょうどおこづかいに困っていたところなので、軽い気持ちで話に乗ったところ…

**結果は
もちろん!**

換金なんて買った商品の2~3割にしかない。「これではカード会社の請求が払えない。」と泣きつくと、コワイおにいさんが「警察にカード盗難届を出せばいい。」と言う。これじゃあ、僕が詐欺犯じゃん！



「借金」と「利息」と「保証人」について

I. 「借金」と「金融機関」の例

住宅ローン	銀行等
カードローン	銀行等
キャッシング	消費者金融（サラ金）、信販会社等
クレジットカードでの買い物	信販会社等

II. 「利息」とは？

レンタルショップでDVDを借りる時、レンタカー店で車を借りる時、レンタル料としてお金を払うのと同じように、金融機関で「お金」を借りる時にも「利息」を支払わないといけない。

III. 金利の比較——各金融機関の年利率で比較してみよう！

年利率とは？ 元金（＝もともと借りたお金もしくは購入した商品代）に対する、1年間の利息の割合

① 銀行住宅ローン	2%～3%
② 銀行系カードローン	8%～18%
③ 消費者金融（100万円までの場合）	25%～29.2%
④ クレジットカードによる分割払いでの買い物	9%～15%

IV. 「消費者金融」の利息で返済のシミュレーションをしてみよう！



現在独り暮らしをしている20歳のAさんは、転職にともない今までのアパートを引き払って、新しいアパートに引っ越すことになりました。

新しくアパートを借りるためには、保証金・礼金・1か月分の家賃・仲介料など、合わせて37万円を1度に支払わないといけません。

しかし、貯金は7万円しかなかったため、30万円をどのように用意しようか、と考えながらボーッとテレビを見ていたところ、有名タレントが出ている消費者金融のCMが目に入ってきました。

以前からとても感じの良いCMだったし、毎日利用する駅の目の前にその消費者金融の無人契約機があるのも知っていたので、次の日に30万円を借りてアパートの支払をしました。

新しい就職先の給料は毎月13万円入ることになっていたため、月々1万円であれば楽に返していけると思い、全部返すまでに何年かかるのか、返し終わるまでに利息をいくら払うことになるのかなどとは、まったく考えていませんでした。

Aさんの代わりに利息の合計額を計算してあげよう！

●計算する上でのAさんの契約の基本データ

借りた日	平成18年10月1日
年利率	29.2%
元利均等払いによる月々の返済額	1万円
（元利均等払いとは、元金と利息を合わせた支払い合計額が一定額という意味）	
毎月の返済日	1日

返済日	返済金 (X)	(X)のうち元金充当金	(X)のうち利息充当金	返済後残高
平成18年10月1日	10,000円 ^{※3}	2,560円 ^{※2}	7,440円 ^{※1}	297,440円 ^{※4}
平成18年11月1日	10,000円 ^{※7}	2,862円 ^{※6}	7,138円 ^{※5}	294,578円 ^{※6}
（最終返済日） 平成23年5月1日	4,848円	4,735円	113円	0円
合計	544,848円	300,000円	244,848円	



●計算例

平成18年11月1日返済分の利息(※1)は、

$$\text{金}300,000\text{円} \times \text{利率}29.2\% \div 365\text{日} \times 31\text{日} = 7,440\text{円}$$

平成18年11月1日返済分の元金への充当額(※2)は、

$$10,000\text{円}(\text{※3}) - 7,440\text{円}(\text{※1}) = 2,560\text{円}(\text{※2})$$

平成18年11月1日に返済した後の借金の残高は、

$$300,000\text{円} - 2,560\text{円}(\text{※2}) = 297,440\text{円}(\text{※4})$$

平成18年12月1日返済分の利息(※5)は、

$$\text{元金}297,440\text{円}(\text{※4}) \times \text{利率}29.2\% \div 365\text{日} \times 30\text{日} = 7,138\text{円}$$

平成18年12月1日返済分の元金への充当額(※6)は、

$$10,000\text{円}(\text{※7}) - 7,138\text{円}(\text{※5}) = 2,862\text{円}(\text{※6})$$

平成18年12月1日に返済した後の借金の残高は、

$$297,440\text{円}(\text{※4}) - 2,862\text{円}(\text{※6}) = 294,578\text{円}(\text{※8})$$

ということで、Aさんが30万円の借金を返し終わるのは約4年半後、払う利息の合計額は**244,848円**にもなります。

利息についてもっと知っておいて欲しいこと

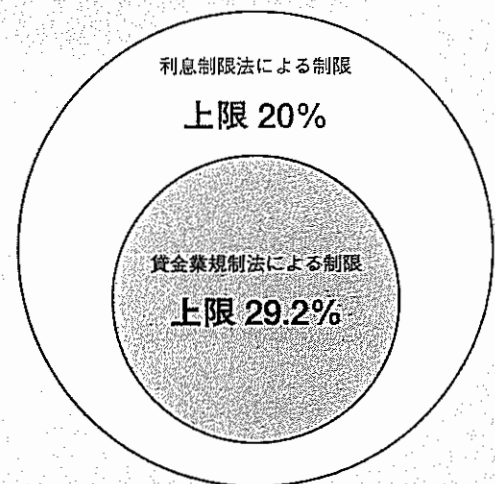
実は、年利率29.2%というのは、利息の上限について定めている一番強い「利息制限法」という法律とは別の「出資法」と呼ばれる法律によって決められている利率です。

一番強いはずであるこの「利息制限法」では、最高で20%の利息までしか払わせられないことになっています。

では、なぜ29.2%という利率で利息を払わせることができるのでしょうか。

それは、さらに違う「貸金業規制法」と呼ばれる法律で決められているルールを守っている消費者金融であれば、払わせてもよいということになっているからなのです。

ところが、ほとんどの消費者金融は「貸金業規制法」のルールを守らずに「利息制限法」を超える利率で利息を払わせています。これは違法行為です。よくテレビコマーシャルをしているメジャーな消費者金融も決して例外ではないので気をつける必要があります。



【お断り】

利息については平成18年10月1日現在で施行されている法律で解説してあります。今後、法律の改正が予定されていますので、ご注意下さい。

V. 保証人について

保証人とは、お金を借りた人がお金を返せなくなった時に、代わりに返さないといけなくなる人のことを言います。

Cさんの物語

22歳のBさんは市役所で働いています。

ある日、Bさんのお兄さんに、「クレジットを組んで車を買うのだが、クレジット会社が保証人が必要だと言っている。父には頼みづらいので、おまえになってくれないか。クレジットの支払いなら間違いなく俺がしていくから。」と頼まれました。

Bさんは、お兄さんの普段の会社の勤務態度が不真面目なので、本当にお兄さんがクレジットの支払いをしていくのか心配ではありましたが、「保証人ならいいか・・・」と、お兄さんの頼みを受けることにしました。

その後、お兄さんは半年間はきっちりと支払いを続けていましたが、ある日勤務態度の悪さから会社をクビになってしまいました。しかも、すぐに新しい仕事を探す様子もありません。収入のないお兄さんは、とうとうクレジットの支払いをしないまま買った車で家出をしてしまい、連絡が取れない状態になってしまいました。

Bさんは保証人になったことすら忘れていましたが、ある日クレジット会社から「クレジットの残金100万円を支払え。」という連絡があり、そこでやっと保証人の恐ろしさを知ったのでした。

☆例え親族でも、また相手がどんなにお金に困っている状態であっても、感情に流されず、じっくりと考え、「自分が債務者(=お金を借りた人)の代わりに借金を全部返す覚悟」ができてから保証人になること。

☆「連帯保証人」は「保証人」よりもさらに責任が重く、たとえお金を借りた人がお金を払える状況であっても、債権者(=お金を貸した人)から請求があれば支払わなければならない。そして、ほとんどの保証がこの「連帯保証」となっている。





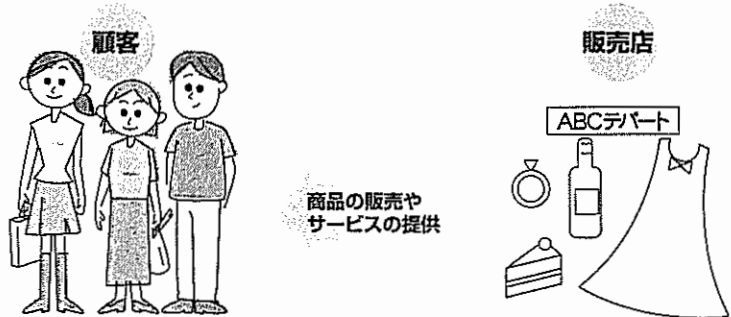
「クレジットカード」について

I. クレジットカードのしくみ

クレジットカードを使うこと

II

借金をすること



II. クレジットカードの問題点、使う時に注意すること

☆使うにあたっては、必ず預金残高がある範囲で使う。

☆ポイント欲しさのための不必要な買い物をしない。

☆あまりにも簡単に商品が手に入ってしまうため、借金であることを忘れ、感覚がマヒしてしまう。

☆たとえ友人であっても、カードは絶対に他人に貸さない。「カードを作るために名前だけ貸して。」と言われても絶対に応じない。

☆カードの署名欄には必ずサインをしておく。——サインが無いと、不正に使用された時、損害額が補償されない。

☆カードを紛失したら、すぐに届け出る。

——届出先の電話番号を前もって控えておく。



III. クレジットカードを使った分割払いの具体例 ——実はこんなに無駄な出費をしているのだ！

あなたならどうする！？

ウインドウショッピングをしていたら、今流行りのブランドショップが目に入ったので、なんの気なしにふらっと入ってみました。
ショーケースをのぞいてみると、ちょうど欲しかったデザインの腕時計が20万円で売られています。しかし、お財布には20万円もの大金は入っていません。「欲しいなあ・・・」と食い入るように見つめていると、店員さんがやってきて「リボルビング払いなら月々1万円ずつ支払えばはめて帰れますよ。」と言われました。

結果的には
...？

実際の利率でざっとシミュレーションしてみますと、月々の支払額は1万円ですが、20万円の時計代金を支払うための合計支払い金額は25万円近くにもなってしまいます。
5万円あったらブランド物のバッグがもうひとつ買えますね。

出会い系サイトトラブルについて

「ワン切り電話」に代わって最近社会問題化している「出会い系サイト」トラブル

具体例
その1

軽い気持ちでそのサイトの登録画面に行ってみたら、「登録料何万円を振り込んで下さい。」という請求が来た。登録完了した覚えも無いからそれを放っておいたら、10倍もの金額を、聞いたこともない相手先から請求されてしまった。

具体例
その2

サイトの情報を見て、紹介して欲しい人のメールアドレスを知りたいけどどこに何万円振り込め、と画面上指示が出たので、これを真に受けて振り込んだが、次に来たメールは、はぐらかすようなメール。

金銭だけでなく、身体に被害が及ぶケースが激増！ — 刑事事件になった携帯電話トラブルがここ3年間で約30倍

☆被害者の80%以上が18歳未満の女性

☆被害の内容は「強制売春」や「脅迫恐喝」はもちろん、「暴行傷害」「殺人」のような凶悪犯罪にまで広がっている

携帯トラブルに巻き込まれないための注意点

1. 住所や電話番号などの個人情報をサイトに打ち込まない。
→素性が知れないメル友に安易に自分の写真をメールするなどはもってのほか。最近、これをきっかけに、恐喝事件に巻き込まれるケースが頻繁に起きている。
2. もし、身に覚えのない請求が来たら、キッパリと断る。
3. もし、法外な請求が来たら、相手の業者に利用明細の説明を求める。



最近の若い人たちが破産におちいる原因の例

☆クレジットカードの乱用（ブランド品購入）

☆ギャンブル — パチンコ、パチスロ、競馬、競輪、競艇

☆ホストクラブ、キャバクラ

☆車、車の改造

しかし、生活費に困って借金をしたわけではないので・・・つまり自分の遊びのための借金なので、破産をしても借金がなくならないかも知れない！（このようなことを「免責不許可事由」と言います。）

やむなく破産をし、運良く借金が無くなったとしても、破産者を狙ったさらに悪質な業者が手ぐすねひいて待っている！

つまり、「自殺しないと解決しない」なんていう借金問題は無いけど、破産はあくまで「最終手段」と心得ておこう！



トラブルにあわないためのまとめ

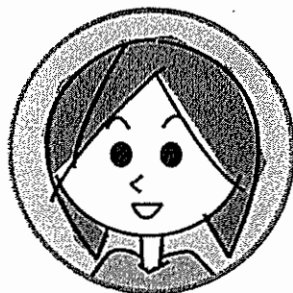
- I) 必要になってから買いに行けばいい
- II) おいしい商売だからセールスに来る——「タダほど高いものは無い！」
- III) 「NO!」と言う勇気を持つ
- IV) あやしい話には乗らない
- V) 個人情報を簡単に知らせない

それでもトラブルにあったら？

とりあえず悩んでないで相談しよう!!!

- | | |
|--------------------|------------------|
| ●愛知県司法書士会 | TEL 052-683-6683 |
| ●愛知県消費生活センター | TEL 052-962-0999 |
| ●中央県民生活プラザ | TEL 052-962-5100 |
| ●名古屋市消費生活センター | TEL 052-222-9671 |
| ●愛知県弁護士会一栄法律相談センター | TEL 052-252-0044 |





本日講義をさせていただいたのは司法書士です



司法書士の仕事の中で、主なものを挙げると

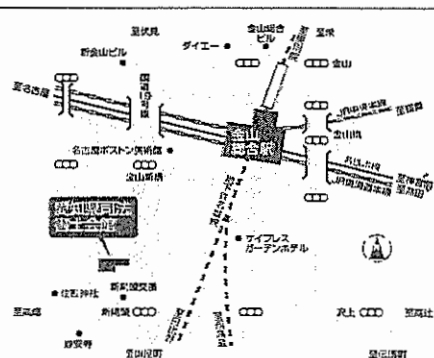
- 1 登記 — 土地や建物などの不動産の名義を書き換えたり、会社に関する登録をすること。
- 2 裁判所に提出する書類を作成すること
- 3 簡易裁判所を管轄とする裁判や事件について、法廷活動等を行うこと
(但し、一定の条件を満たした司法書士に限る)

愛知県司法書士会

〒456-0018 名古屋市熱田区新尾頭一丁目12番3号

TEL 052-683-6683 FAX 052-683-6288

<http://www.ai-shiho.or.jp/>



平成18年10月1日発行

これだけは知っておこう！

社会に出る前の法律知識



第一章 契約に関する知識

1. 契約
2. 契約のキャンセル
(クーリングオフ)
3. 悪質商法
4. 保証人

第二章 お金に関する知識

1. 利息(利子)
2. クレジットカード
3. こうして借金は増える

資料

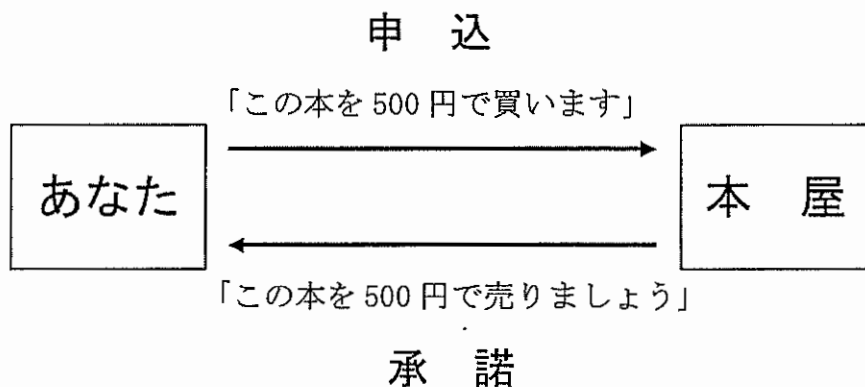
1. いろいろな悪質商法
2. 困ったときの相談窓口

第一章 契約に関する知識

1. 契約

(1) 契約とは？

(例) 本屋で本を買う場合



- ・申込と承諾の両方が一致すると「契約」が成立する。この場合、本を売り買いする契約（売買契約）が成立する

- ・申込と承諾は口約束でもいいので、契約書が無くても契約は成立する

(2) 契約が成立した後は？

- ・それぞれの約束を果たさなければならない

あなた：500円を払う

本屋：本を渡す

- ・もしも片方が勝手に約束を破ったら、もう一方は

①契約のキャンセル（解約）ができる（渡したものは返してもらう）

②キャンセルによる損害を弁償しろと言える

- ・お互いに納得した上で、契約を無かったことにするのはOK

2. 契約のキャンセル（クーリングオフ）

クーリングオフとは？

本来なら、契約をした後に勝手に約束を破ることは許されないが（損害を弁償しなければならない）、よく考える時間を与えられずに契約をした場合、次のような条件を満たしていれば、損害を弁償することなく契約をキャンセル（解約）することができる

条件1：契約をした場所がお店以外の場所だったり、お店以外の場所で勧誘されて、お店につれていかれて契約をした

- ・ 自宅に訪問販売に来た
- ・ 路上でアンケートに答えたら、お店につれていかれた
- ・ 別の用件で、電話や手紙でお店に呼び出された
- e t c . . .

条件2：法律で決められた商品やサービスである
(ほとんどのだまされ易い商品は対象になっている)

条件3：契約書を受け取ってから8日以内

条件4：相手に書面でキャンセル（解約）することを伝える
(「内容証明郵便」が良い)

- ・ このほかにも、電話によるセールスで契約した場合や、マルチ商法、内職商法など（資料参照）にもクーリングオフの適用がある
- ・ これらの条件を満たしていなくても、契約のキャンセル（解約）ができる場合があるので、早めに専門家に相談する（資料参照）

3. 悪質商法

(1) 架空請求・不当請求詐欺

- ・手口：資料「いろいろな悪質商法」P14
- ・支払う必要があるのか？

身に覚えが無ければ支払う必要無し。

身に覚えがあっても、ウソの請求である場合が多い。

「単に接続しただけ」「有料であることを知らないでボタンを押した」
など、契約が成立していない場合がほとんどなので、支払う必要無し。

- ・対処方法：

一切無視する・相手に連絡しない・電話がきても絶対拒否する

相手は1000人に1人でも払ってくれればもうかるので、無視
された相手にいちいち構ってられない。

相手に自分の住所や電話番号・メールアドレス等の情報を教えない

こういう情報を教えるということは心当たりがあるからで、絶好
のカモとしてしつこく催促が来る。また、そういった情報をもと
にして、次は別の業者が新たな請求をしてくる。

※ただし、裁判所や正規の電話会社からの通知については、きちんと
対処しないとイケない（専門家に相談すること）。

(2) ワンギリ

- ・手口：資料「いろいろな悪質商法」P24
- ・対処方法：

知らない着信記録にはかけ直さない

その番号に電話をかけて音声を聞いただけなら、支払う必要無し

相手の狙いは「架空請求」と同じ。無視すること。

(3) その他

資料「いろいろな悪質商法」参照（P11～）

一度読んでおけば、おかしい話があってもすぐに悪質商法だとわかる

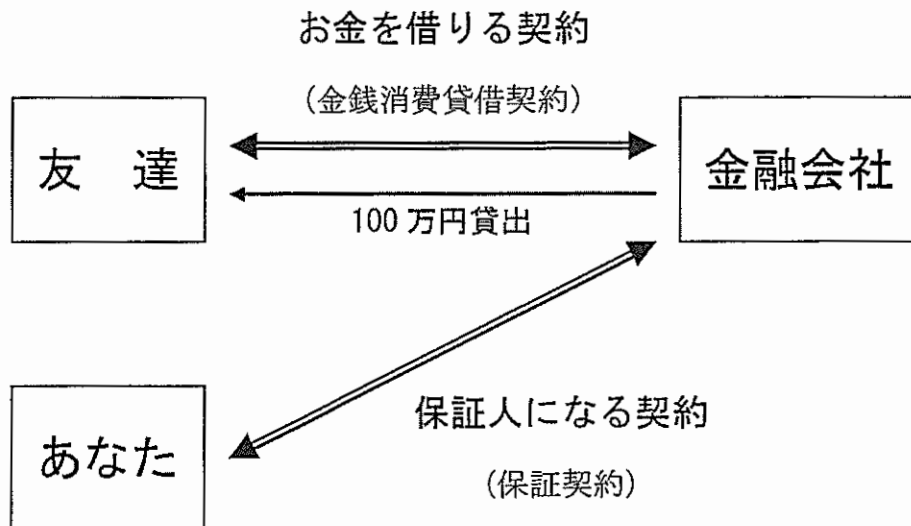
何かあったら自分で判断せず、専門家に相談すること

→資料「困ったときの相談窓口」（最後のページ）

4. 保証人

保証人とは？

(友達に頼まれて、友達の借金の保証人になった場合)



- ・もし友達がお金を返せなかった場合、あなたが全額返さなければならない
- ・友達が「絶対迷惑をかけないから」と言っていたとしても、あなたと金融会社との間ではそのような約束は関係無いので、返さなければならない
- ・友達の事情（居留守を使っている・行方不明になった・自己破産した等）には関係なく、あなたが支払わなければならない

安易に保証人にはならない！

もしなるのなら、自分が代わりに返す覚悟が必要！！

第二章 お金に関する知識

1. 利息（利子）

（1）利息の表示

- ・「年率（年利）10%」・・・いちばん一般的な表示
＝1年後に払う利息は、借りたお金の10%の金額
- ・「月利1%」
＝1ヶ月後に払う利息は、借りたお金の1%の金額
- ・「日歩10銭」
＝1日後に払う利息は、100円につき10銭（銭は1円の100分の1）

（2）利息の計算

- ・10万円を利息年率10%で借りた場合の1ヶ月後の利息は？

①まず1年後の利息を考える

$$10\text{万円} \times 10\% (0.1) = 1\text{万円}$$

②1ヶ月後の利息はそれを12ヶ月で割れば良い

$$1\text{万円} \div 12\text{ヶ月} = \text{約}833\text{円}$$

ほとんどの消費者金融の利息は、年率25～29%くらい！

- ・42万円を利息年率29%で借りた場合の1ヶ月後の利息は？

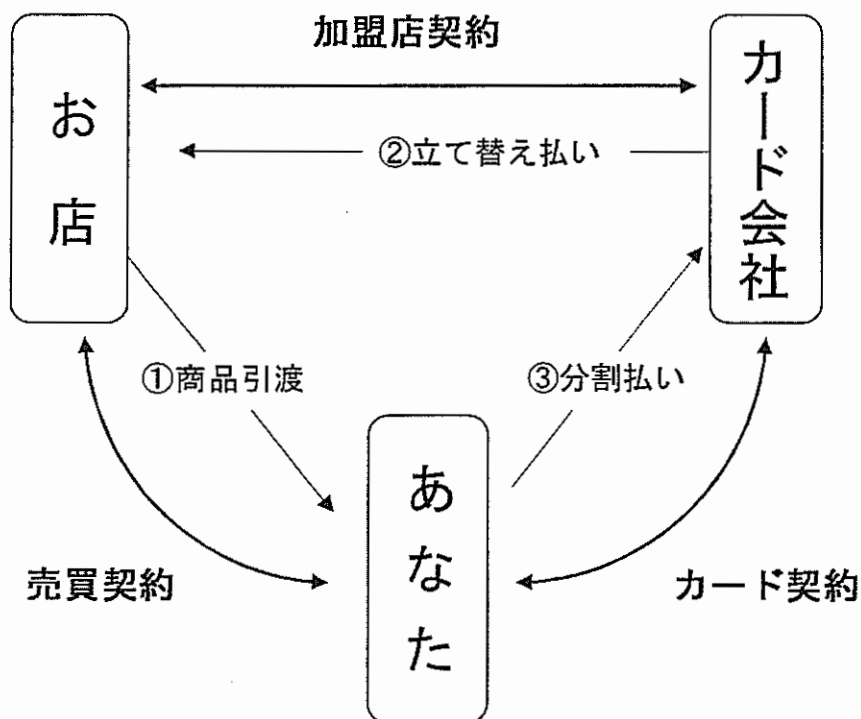
$$42\text{万円} \times 29\% (0.29) = 12\text{万}1800\text{円} \text{（1年後の利息）}$$

$$12\text{万}1800\text{円} \div 12 \text{（ヶ月）} = 1\text{万}150\text{円} \text{（1ヶ月後の利息）}$$

毎月1万円ずつ返していても、利息分を払うだけで、永久に終わらない！！

2. クレジットカード

(1) 一般的なクレジット払い（分割払い）の仕組み



(2) クレジット（分割）払い手数料

- ・分割払いができる代わりに「分割手数料」というお金を取られる

9万円の品物を36回払い（分割手数料24％）で買う場合

分割手数料：代金（9万円）×24％（0.24）＝2万1600円

合計金額：9万円＋2万1600円＝11万1600円

月々の支払い：11万1600円÷36回＝3100円

1日当たり100円だが・・・

分割払い回数が多いほど、分割手数料は高くなる ＝ 利息と同じ

（年率に直すと、10％～18％くらいの利息と同じ）

(3) キャッシング

- ・クレジットカードでお金が借りられる（ATM） → 支払いは分割払い
- ・利息は年率20～29％くらい 消費者金融と同じ高い利息！

3. こうして借金は増える（新入社員A君の場合）

①社会人になったA君は、3月に買ったパソコンのクレジット払いを含め、5月までの生活費はこんな状況でした。

手取給料	150,000
アパート代	45,000
食費	45,000
電気・水道・ガス	15,000
携帯電話代	15,000
雑費	10,000
支出計	130,000
パソコンクレジット	10,000
残りのお金	10,000

②6月、友達と旅行に行くために急にお金が必要になり、パソコンを買ったときに作った、〇×信販のクレジットカードを使って、駅前のATMで5万円をキャッシング（借金）しました。

翌月からの支払いはこんな感じです。A君は、毎月5000円ずつ余分に払っても、使えるお金はまだ5000円残るのだから、きちんと計画どおりに生活していけば何とかできるだろうと思っていました。

パソコン	〇×信販
毎月	毎月
10,000	5,000円
円の支払い	の支払い

③7月になると、仕事で時々着るスーツもさすがに夏物が必要になり、仕方なくクレジット払いでスーツを買いました。月々5000円なら、ギリギリ

払える範囲です。

パソコン	○×信販	スーツ
毎月	毎月	毎月
10,000	5,000	5,000
円の支払い	円の支払い	円の支払い

④8月、9月はなんとかギリギリ乗り切りましたが、10月になると友達との外食やカラオケが多かったせいか、生活費が余計にかかってしまい、月末の○×信販とスーツの支払い分1万円が足りなくなっていました。

このままでは両方ともイエローカードになってしまうので、A君はしかたなく、消費者金融のアコギの無人契約機で、足りない分を借りることにしました。

それも、1万円だけ借りればいいものを、次の週友達と遊びに行く約束をしていたものですから、「念のために多めに借りておくか。使わない分は来月返せばいいんだから」と、5万円を借りてしまいました。

しかし、手元にお金があると誰でも気が大きくなってしまいます。結局A君は、借りた5万円のほとんどを使ってしまい、翌月からの支払いはこうなりました。

パソコン	○×信販	スーツ	アコギ
毎月	毎月	毎月	毎月
10,000	5,000	5,000	5,000
円の支払い	円の支払い	円の支払い	円の支払い
			(はみ出す分)

ここでA君は致命的なミスを犯してしまいました。

というのも、手取りの給料が変わらない以上、毎月自由になるお金は2万円のままであり、翌月からはどうしても毎月5000円分の支払いが足りなくなる（はみだす）計算になってしまうのです。

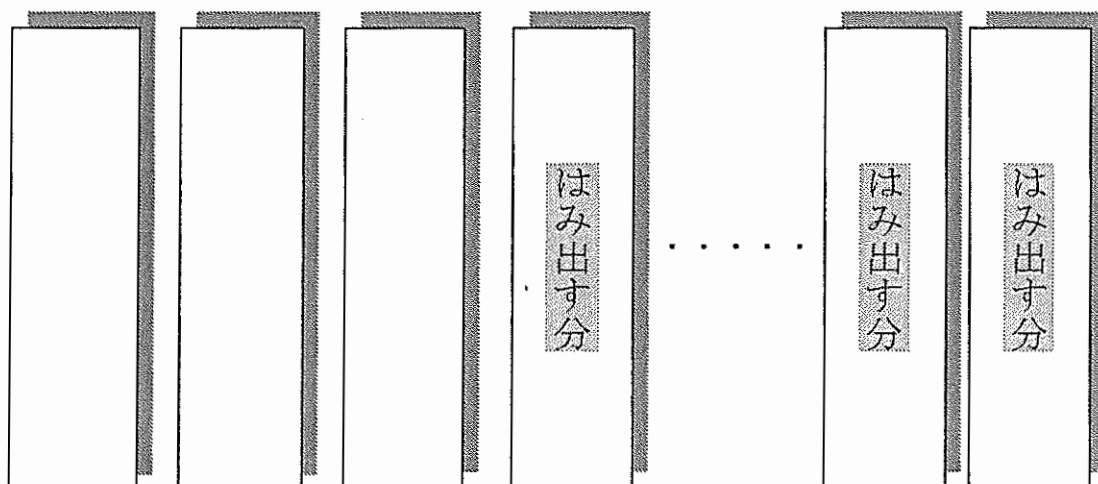
⑤案の定、翌月もA君は支払うお金が足りなくなっていました。このままではアコギがイエローカードになってしまいます。そこで今度は、別の消費者金融のアイクルからお金を借りることにしました。

翌月からの支払いはこうなります。

パソコン	○×信販	スーツ	アコギ	アイクル
毎月	毎月	毎月	毎月	毎月
10,000 円	5,000 円	5,000 円	5,000 円	5,000 円
の支払い	の支払い	の支払い	の支払い	の支払い
			(はみ出す分)	(はみ出す分)

⑥こうしてA君は、毎月毎月、はみ出す分のお金をどこからか借りてこなねければならず、借金の額はどんどんふくらんでいきました。

当然、借金には利息がつくので、元金が増えれば増えるほど利息も多くなり、今度は利息を支払うためにまた借金をするという、放っておいても自動的に借金が増える、一番危険な状況におちいってしまいました。



⑥ここまでくると、毎月給料が入ってもすぐに全額が支払いに回ってしまい、手元にはほとんどお金が残りません。頭の中は常に支払いのことでいっぱい、仕事は手に着かないし、睡眠不足にもなります。

そしてある時、A君の借金の合計が一定額をオーバーしたとたん、どこの消費者金融会社もA君にはお金を貸してくれなくなりました。消費者金融やカード会社同士は、お互いのお客にいくら貸しているかを情報交換していて、これ以上貸すのは危険だと判断すると、各社一斉に貸し出しを止めてしまうのです。

当然、支払いはストップし、全部の会社がたちまち**レッドカード**になってしまいました。すぐにA君のところには、ひっきりなしに催促の電話がかかってくるようになり、次から次へと借金の取り立てがやってきます。

こういうことになって初めて、借金の恐ろしさが身にしみるのですが、ここまでできてしまつては、後は悲惨な結末しかありません。

最後は、親や兄弟に泣きつくか、夜逃げをするか、自己破産をするか・・・

安易なクレジット・借金（キャッシング）はしない！

第三章 資料

1. いろいろな悪質商法

【あ行】

●SF商法（催眠商法）

豊田商事グループという会社が行った、ベルギーダイヤモンド商法が有名。

街頭で「新製品の普及キャンペーン！ 参加無料」といったチラシを配ったり、販売員が家庭を訪問したりして主婦や老人を近所の公民館や体育館といった会場に集める。開始時刻になると会場を閉鎖し出入りを禁止して一種の密室状態を作り、業者側の説明者が話術巧みに参加者を笑わせながら、チラシどおりの新製品を無料で配ったり、安い値段で販売するものの、最後には高価な商品の購入契約をさせるような商法。参加者の中に業者の「サクラ」を潜り込ませておいて、会場の雰囲気盛り上げる例も多い。

最初は日用雑貨品などの安いものをプレゼント。そのうち先に手を挙げた人にあげる。だんだん、

「これ欲しい人」

「はいっ！」

を延々繰り返し、手を挙げれば何かもらえるという条件付けをする。そして、

「今日もこれで最後になりました。本日最もお勧めできるこの80万円の超高級羽毛布団。特別に35万円でお売りします。欲しい人…」

「はいっ！」

しまった！ と思ったらもう手遅れ。取り消そうとすると販売員は「他にもたくさん欲しいという人がいるのを断ってあなたに決めたのに…」と云って脅されて逃げられない。

●アポイントメント商法 →デート商法

大学生を対象にしたものが多い。「あなたが選ばれた」「海外旅行に安く行ける方法がある」「話したいことがある」などと、あたかも何かの特典に当選したかのように述べ、業者の事務所や喫茶店に呼び出される手口。

勧誘行為は長時間にも及び、複数の販売員に囲まれ、消費者が根負けして契約してしまいがち。実際は「会員権だとクレジットが組めないから」と、英会話教材などの高額な商品を買わされてしまう。結局はそれを売りつけるのが目的だったりするが、ほとんど役に立たないものが多い。クーリングオフができる。

●アルバイト商法 →就職商法

短期で高額のアバイト料でアルバイトを募集し、応募してきたアルバイトに、長期間アルバイトをすることもでき、長期にわたって続けるためには、そこで扱っている商品を購入することが必要だといひだす。アルバイト料で支払えんとすすめられ、クレジットを利用してでも購入させる。

ところが、実際は、アルバイト開始後、別のアルバイトに商品を売った場合に一定の歩合が入るだけで、結局、募集どおりの短期のアルバイト代だけが支払われるのみ。

このケースでは、被害者が裁判で負けていることもあるので、巻き込まれても残念ながら救済されないかもしれない。

●送り付け商法（ネガティブ・オプション）

注文をしていないのに勝手に物を送りつけ、代金を請求する手口。

突然、注文していないものが送りつけられる。「1週間以内に返品されなければお買い上げいただいたものと取り扱わせていただきます」などと書いてあり、しばらくして代金を請求してくる。

こういったケースでは、代金支払義務もないし、送り返す義務もない。14日間保管するだけで、あとは捨てても自分のものにしても自由だ。または業者に引取請求をすれば7日後には自由にできる。請求をして業者が「それじゃあ、送り返して下さい」といつてきても、「引き取りに来て下さい」でOK。どうしても送り返したければ着払いにしておくれればいい。

最近は、代金引換で送りつけてくるケースが増えている。

これは、代金引換郵便といって、郵送料だけではなく中身の商品代金も着払いとしておき、配達する郵便局員が代金を受け取って、送り主の指定口座に振り込みというシステム。

悪質業者がこれを悪用して、注文を受けていない商品を代金引換郵便で発送する。受取人は、家族の誰かが何かを注文したのだろうと、郵便局の配達のおじさんに「ごろうさま」といってお金を払ってしまう。

知らない差出人だったら、やたらとお金を払ってはいけない。ひとまず引き取ってもらうのが一番。一度お金を払ったら現実的に取り返すことはできない。郵便配達のおじさんへの信頼感を逆手に取ったかなりずるい商法だ。

また、通信販売で注文した商品と全く別のものが送られてきたときにも「ネガティブオプション」が適用されることもある。

●相性診断商法・結婚情報商法・恋人紹介商法

雑誌にとじこみの『相性診断』のハガキを出したりしたときに、電話がかかってきて、結婚情報の会員にならないかと勧誘がくる。

そのような会に加入すると、コンピューター診断で望みの異性を紹介するということで、高額な会費を払うことになる。しかし、業者はあくまでも異性のデータを紹介してくれるだけで、相手がデートを断ってきたらそれまで。中には女性すべてがアルバイトというあくどいものもある。相手がアルバイトでは恋人になるためには相当偶然が重ならない限り不可能だ。詳細な個人情報得られるので、名簿業者に高額で売って二重にもうけているかもしれない。

入会金も高いが、さらに解約料が高いというケースも多い。

登録しても、紹介件数が少なかったりする。

また、悪質な結婚紹介所は、そもそも集めたお金を持ち逃げしてしまうのが一般的なもので、お金を取り戻すのも難しくなる。

●押し売り

家にやってきてくだらないものを売りつけるというのは昔の話。

今は車に乗っていると、ヤクザらしき男が「パッシング」「車が故障して困っている人を装う」「車から大声で呼びかける」「車数台で行く手を阻む」などして、とにかく車を止め、乗り込んできて、物を売りつけるという手口が横行している。

結構怖い思いをするが、ドアロックして、脅されても決してロックを明けないようにし、相手の車の車種、ナンバーを控えて110番するしかない。

●オレオレ詐欺 →振り込め詐欺

【か行】

●開運商法 →靈感商法

手相を見たり、霊界の話をしたり、ターゲット本人や家族の病気や悩みを巧みについて、「この壺を買って幸せになる」などと、災いを取り除き、運を開くと安心させるようなことをいう。「他人に話すと御利益がなくなる」といわれて、これを信じてしまうため、いつまでたっても被害にあったことを人に相談できなかつたりする。

●会員権商法

ゴルフ会員権、リゾートクラブ会員権の販売など。

●かたり商法

制服らしいものを着たセールスマンが公的機関を装ってそれに関連した製品を売りつける商法。その場での少額の現金販売が多い。

- ・消防署をかたる

消火器を市価の数倍の値段で売る。

- ・郵便局をかたる

ポストや表札が義務になったとって売りつける。

- ・NTTをかたる

「黒電話が使えなくなる」と、電話機を法外な値段で売りつける。

- ・電力会社をかたる

「電気代を節約できる」と称して変圧器を売りつける。

- ・福祉団体をかたる

「目の見えない人に盲導犬を贈る」など福祉目的を謳って商品を買わせる。または福祉団体をかたって寄付を請求してくる。

関連：点検商法（危険商法）

福祉商法

●海外宝くじ（ロトくじ）

航空便でDMが来る。億万長者になれるとかいう手紙が入っていて、試しに2万ドル当たるチャンス！ というのがある。あなたのために無作為に選んだ番号と、当選番号が一緒だったら当たり、というもののだが、番号は必ず一致している。下手に手紙を出そうものなら本物か偽物かわからない海外宝くじを買わされたりする。

●架空請求・不当請求詐欺

身に覚えのないインターネットのアダルトサイト、出会い系サイト、ツーショットダイヤル等の利用料（情報料）や借金の返済などを請求する文書が、電子メールや郵便で送られてきて、指定の銀行口座等に支払うよう要求される。仮に利用した覚えがあっても、ほとんどが支払う必要のない請求なのだが、差出人が「〇〇債権回収」「〇〇法律事務所」など公的機関や弁護士を連想させるものであったり「取立に行く」「給料を差

押える」「裁判する」などを書いてあるため、不安になって支払ってしまいやすい。対処方法は、一切無視して相手にしないこと。ただし、不当な請求なのに、本物の裁判所を利用する悪質な場合もあるので、裁判所からの通知に対しては、きちんとした対処が必要になる（専門家に相談すること）。

関連：ワンギリ

●キャッチセールス

セールスマンが街頭で歩いている人を呼び止めて、営業所や喫茶店に連れ込み、そこであるいはその場（路上）で、勧誘行為が行われ、物を買わせる商法の総称。被害者の大半が女性である。キャッチセールスはあくまでもきっかけであって、次のステップとしてSF商法だったり、絵画、英会話学校、化粧品、エステ、健康食品、和服、宝石などいろいろある。結局はアポイントメント商法同様、長時間の勧誘の上で契約させられることが多い。呼び止めるときは販売目的であることを告げず、「アンケートに答えてください」「やせたいとは思いませんか」「海外旅行に安く行ける特典会員になりませんか」などいろいろある。



クーリングオフができる。

●求人まがい商法

いちばんわかりやすいのは、「サイドビジネス」という看板で人を集める手口。

健康食品や化粧品の販売をすることになるが、最初は、「商品売るためには、まず自分で体験してみないとダメ」と、商品を買わされる。

業者によって異なるが、以上のような「商品を買わせる」ことが目的である場合と、サイドビジネスという名のマルチ商法をさせる場合とがある。

関連：マルチ商法

内職商法

●教育セールス

子供に取り入って親切的な個別指導を強調、「やってみたい」と言わせて、親の弱みにつけ込む。ところが、学習塾や家庭教師の案内かと思って契約したら、実は教材のセールスで、一気にまとめて3年分送られてきたりする。支払った金額に見合った見返りは

期待できないだけならまだしも、中途解約は拒否されるケースが多い。

●現物まがい商法（ペーパー商法）

「今買っておけば、将来必ず値上がりする」などといって、金やゴルフ会員権、リゾートクラブ会員権などを売りつけ、「現物を持っていると危険だ。当社に預けていただくと年1割の賃料を先払いします。ぜひ預けていただきたい。また、期限が来れば現物はお返ししますから、賃料と値上がり分とで二重に儲かりますよ」といって現物を渡さず、「預り証」と証する紙切れを渡し、金銭をだまし取る商法。現実には紙切れしか手にできないことに着目して「ペーパー商法」とも呼ばれる。

1985年に豊田商事事件と呼ばれ、社会的に大問題になった。

●原野商法（不動産詐欺）

これもバブル全盛期にはやった商法で、「この土地には将来リゾート開発の予定がある」「鉄道が通り近くに駅ができる計画がある」などと二束三文の山深い土地（原野）を元値の数百倍で売りつける商法。どうしようもない原野で転売しようとしても買い手などない。

さらに、最近、原野商法で騙されて二束三文の土地を買ってしまった人に、「あなたの土地を高く買いたいという人がいる」「開発計画の対象となったので高く買い取りたいが、境界が不明確なので、測量費50万円をだしてくれないか」などと話を持ちかけ、測量費、さらには仲介料などの名目で30～100万円ほど払わせ、あとは連絡なしという、騙された人にとっては泥沼状態の商法。

●公団住宅代行サービス（代理商法）

公団や自治体関連の住宅は、年に数回入居者募集をします。1回の申し込み費用は数百円で済むのに、「優先的に入居できる」と偽り、万単位の手数料を取って代行する業者がある。

駅前・商店街などで「公団・公社賃貸住宅入居申込依頼書」などというハガキを配り、返信してきた人に、「あなたは最も入居しやすい人としてコンピューターで選ばれました。あなたが希望している地域は空き家が多いので入居しやすい」から会費として〇万円払って欲しい、という手口。公的機関と間違えるような名称の会社名が多く、いかにも公的な会社であると思わせる。

間違って葉書を出してしまっただけで、電話がかかってきたら、申し込む意思がない旨の内容証明郵便を出す。お金を払ってしまったらまず戻ってこないと思った方がいい。

【さ行】

●債券商法

現物まがい商法の変形例。

●サービス商法 →点検商法

●先物取引商法

「今買っておけば、将来必ず値上がりする」「必ず儲かります」「こんな安全で有利な利殖方法はありませんよ」などといって、金などの貴金属、大豆、小豆、コーヒー、ココアなど農作物の先物取引を悪用して金銭をだまし取る商法。これほど危険な取引は他にはない、というぐらいいリスクの大きい取引である。

しろうとが絶対に手を出してはいけない。勧誘の電話はそのまま切ってもいいぐらいだ。

●士(さむらい)商法 (資格商法)

電話やDMで「私どもの講座を受ければ、国家資格の〇〇士の資格が簡単に取れる」「〇〇士という資格が、今度国家資格になる。いまなら楽にとれる」「当社の講座を受講すれば無試験で資格を取得できる」などと誘い、高額な代金を振り込ませる。

しかし、その資格が国家資格でもなんでもなかったり、講座が開かれない、ダンボール1箱のテキストを送りつけられてそれで終わり、という被害を受ける。

行政書士、社会保険労務士、中小企業診断士、宅地建物取引主任者など実際にある資格を、短期間で簡単に取得できるように宣伝するものもある（そんなうまい方法があればみんな苦労しません）。「経営法務士」「企業労務管理士」など実際にそんな資格はないのに、国家資格と紛らわしい名称を使っているものもある。

あいまいな返事をすると、「申し込みをいただいた」「すでに登録してしまったから取り消せない」「承諾したのに受講料を支払わないと裁判所に訴える」などと脅したり、勤務先に何度も電話をかけてきて、仕事を妨害したり、上司に対して嫌がらせの電話をしたりする。

このような言いがかりをつけられても、契約が成立していないことは明らかで、毅然とした態度で断るしかない。もしも、業者が勝手にテキスト類を送りつけてきても、代

金の支払い義務は生じない（「ネガティブオプション」を参照）。

●自己啓発商法

『無料性格診断』『性格アンケート』などの葉書を投函すると、呼び出される。

体験を通して自分の性格を変えるためのセミナーに参加するように言われる。異様な盛り上がりで、雰囲気にもまれてしまってなんとなく自分が変わったかも知れないという錯覚に陥る。しかし、そんなに簡単には性格が変わるわけがない。1つの講座が終わると、ほとぼりが冷めないうちに次の講座を勧められる。そんなこんなでセミナー費をせしめられてしまう。

このセミナーには洗脳的要素もあり、新しくセミナーを受ける人を誘ってくることもカリキュラムのひとつになっていたりする。

●証券取引商法

「優良株がある」と言って金銭を出させるが、株の売買は全く行っていない商法。

または「優良株を紹介するので情報料を払って下さい」と、指導顧問料をだまし取る手口もある。

●就職商法 → アルバイト商法

●新聞拡張団

新聞勧誘員がノルマを達成するために、押し売りまがいの行為をしたり、勝手に契約をしたりというトラブルが絶えない。販売員が1ヶ月分だけ自腹を切ってサービスするとか言いながら、結局はそんなことはせずに契約させるのが最近の手口。

また、ノルマ達成のために名前だけ貸してくれというのもある。

【た行】

●代理商法 → (公団申し込み商法)

●体験談商法（健康食品・自然食品）

新聞の折り込みチラシ、雑誌の広告などで、健康食品や化粧品などの「体験談」をよく見かける。

健康食品は、医学的効果をうたったものが多いけど、薬品ではないから、特別の薬効を表示することはできない。一般名（高麗人参、漢方、各種酵素類、クロレラ、ローヤルゼリー、アロエ、DHAなど）を出した上でその効能については「体験談」という形を取る。

「健康食品」や「自然食品」が安全だとは限らないし、病気を治す薬ではない。バランスのとれた食生活が何より大切である。

●点検商法（危険商法・サービス商法）

いま無料で点検サービスです、と訪問。点検させると「布団にダニがいる、これでは喘息になる」「シロアリの被害がひどい」壊れていないものをわざわざ壊して「破損している」などと騙して同じものを法外な値段で売りつける商法。断ると「長時間かけて説明させて買わないとは許せない」とすごまれたりする。電気メーターの点検、電話回線の点検などと公的機関を騙って訪問してくるケースもある。

関連：かたり商法

●デート商法 →アポイントメント商法

アポイントメント商法的一种。男性も女性もターゲットになりうる。外見のよい勧誘員を使って、相手をオトす。それに乗じて高額のモノを買わせる。

ターゲットが男性であれば、かわいい声の若い女性が、明るい声で親しげに話しかけて「一度お会いしたい」「デートしたい」といって誘い出される。

また、ターゲットが女性であれば、ダンディーな声の男性から、アンケートに答えていただきたいなどといって喫茶店などで会う約束をする。会えばこれがステキな男性で、約束どおりアンケートを終えた後、「君は着物が似合う」といわれ、気付いたときには100万円もする着物を買わされるはめに……。クーリングオフができる。

●ダイレクトメール(DM)商法

代金前払いの通信販売のDMには用心です。お金を払ったのに品物が送られてこないというトラブルが絶えない。事業者が所在不明になったり倒産した場合は代金を取り戻すことは困難。

本当にお金を払ってしまっていていいものか、もう1度ゆっくり考えてからにすべきで、もし通販を利用するのなら、品物が届くまで広告やカタログ、代金を支払った証拠（振り込みの明細書）を保管すること。

【な行】

●内職商法

自宅で簡単にできる作業で、高収入が得られるような内職の募集をエサに、応募した内職希望者から「登録料」「講習料」「指導料」などと称して、機械類を買わせたり金をだまし取る手口。

内職の種類はさまざまだが、よくあるのは、

- ・宛名書き
 - ・ワープロ、表計算ソフト、データベースソフトのデータ入力
 - ・インターネットホームページの作成
 - ・テレホンアポインター（勧誘電話をかける）
- などなど。

「仕事をするためにはそれなりの道具（機械）・資格が必要」といわれ、例えばパソコンの機械を買わされたりする。業者は、そのパソコンを買わせるのが目的。

実際に機械を買ってしまったら、講座の受講や指導が終了した後に、勧誘の当初に約束した仕事（内職）を全く紹介しなかったり、仕事の質や完成度に難癖をつけられて給料を減らされたり、まったく給料を支払わないこともある。さらに、最初から仕事を回すつもりはないか、仕事を回しても給料を支払うつもりがなく、連絡が取れなくなってしまうことも多い。

関連：求人まがい商法

●ネガティブ・オプション →送りつけ商法

【は行】

●販売紹介商法 →マルチ商法

●振り込め詐欺（オレオレ詐欺）

高齢者などの自宅に、孫と称する人間から「交通事故を起こしてしまった。お金を振り込んでくれ」などの電話があり、あわてた高齢者がそれを信じてお金を振り込むと、相手は孫をかたったニセ者で、振り込んだお金が騙し取られるという詐欺。自分の名前を名乗らず「おばあちゃん、オレオレ」などのフレーズで電話をかけてくることから、オレオレ詐欺とも呼ばれる。

最近ではそれ以外にも、警察官をかたって「ご主人が人身事故を起こした。今なら示談できるので、示談金を振り込んでください」「息子さんが電車でチカンをしてつかまった。被害者にお金を払えば、被害届けを取り下げてくれると言っている」というものや、誘拐犯をかたり「子供は預かっている。お金を振り込め」というものなど、いろいろある。それも、手口が巧妙になってきており、数人が役割分担をしていろいろな役回りで電話をかけてくるため、最初は半信半疑だった人も、うっかり信用して騙されてしまう。

とにかくいったん電話を切って「本人に確認する」「相手の住所や電話番号を聞いてこちらからかけ直す」のが一番である。

●ホームパーティー商法（宣伝講習販売商法）

パーティー形式で人を集め、商品の説明をする。鍋や下着が多いが、市販されている物は有害で、こちらの商品は安全だというようなことをいい、消費者の不安感をあおって勧誘することが多い。

特に鍋は、重曹を使って沸騰したお湯に白い泡を発生させ「これが有毒ガスだ」と言ったり、でんぷんを含ませた水を鍋に入れ、試薬という名のヨウ素溶液を入れる。小学校の時に習ったからわかるが、紫色に変化する。これを指して「これが市販の鍋に含まれている毒分です」といったような化学実験まがいのことをして不安をあおる。

単に高額な物を買わせるだけでなく、友人を紹介すればバックマージンが入るから費用はかからない、サイドビジネスになるという「マルチ商法」への導入にもなっている。

なお、ホームパーティーで使用したものを買わせられ、「一度使ったものはクーリングオフできない」「もう、売り物にならないのに大変な損害だ。損害賠償を請求する」と脅してくるケースが多いが、実際はクーリングオフもできるし、損害賠償の必要もない。

関連：マルチ商法

●ボランティア商法

善意のボランティア活動として、寄付の依頼をしてくるが、寄付名目でお金だけを集めていながら、実際には何も救援活動をしていない場合、寄付とはいうものの訪問販売

や押し売りと変わらないこともある。

公的な慈善団体はいっぱいあるのだから、いきなりやってくる人が、本当にボランティア団体かどうか不明なときは、安易に寄付などしない方がいい。

【ま行】

●マルチ商法

ピラミッド型の販売組織があって、次々と下に子会員をつくって商品を販売していくことにより、上部の会員が利益を得られる販売組織を指す。ランクが上になるには商品購入者を何人か確保しなければならないが、会員を入会させると自分の下のランクの者から手数料が入ったり、あるいは、購入する商品の値引率がアップしたりする特典が受けられるようになっている。

会員がねずみ算式に増える形態をとっていることから、結局は必ず破綻するもので、この組織の上部にいる一部の者だけが儲かり、大部分の者は必ず損をする仕組みになっている。

また、紹介しやすい身近な友人などを販売の対象にするため、人間関係を悪化させることにもなる。健康食品、洗剤、化粧品、風呂水保温装置などの販売が見られる。

●見本工事商法

「キャンペーン中のだから値段を割り引きます」「お宅は場所がいいので、我が社の宣伝のため市価の半分でサービス工事をしてあげます」「モニターとしてモデル工事を」などと持ちかけ、外壁、ベランダ、サンルーム、太陽熱温水器の取付工事を売り込む。

実際の契約価格は一般と比べてほとんど差がないか、かえって高額なケースもある。あらかじめ高い「定価」を設定しておき、とくに有利な値引きのように称して売りつけようとするものもある。

その後、「そのセールスマンは会社を辞めてしまったから知らない」「セールスマンが勝手にやったことだから知らない」などといい、定価どおりの支払いを要求したりする。

いざ解約しようとする「クーリングオフするなら、いままで工事した部分は取り壊す。その工事費はお宅に請求する」といったりするが、本当は業者が自己の費用で、工事をする前の状態に戻さないといけな。しかも元に戻すかどうかは消費者が選択でき、業者が勝手に工事することはできない。

●無料体験商法・格安体験商法

エステや増毛、脱毛関係で被害例が多い。

そもそも格安体験とか無料体験とかいうのはおとりで、消費者の弱みにつけ込んで本契約を取るものである。

例えば脱毛は中途半端なところまでしか行わず、「これ以降は有料」といわれて高額請求を受ける。有名な会社でのトラブル事例もあるので、油断できない。また、脱毛自体にも問題のある方法があり、やけどをした、あざになった、皮膚炎を起こした、実は永久脱毛ではなかったなど、被害が絶えない。

エステティックサロンの契約など継続的にサービスを受けるものについては、クーリングオフの適用がある場合がある。

●名義貸し

「クレジットを組みたいが事情があって自分の名前では組めない」「販売成績が上がったように見せないといけない、代金は自分の方で払い絶対に迷惑をかけない」というように、ちょっと名前とハンコを貸してくれ、と言われる。おおかた知り合いの頼みだからと貸してしまうとあとで大変なことになる。

相手が借金を踏み倒した場合は、あなたがお金を支払わなければならない。

●迷惑セールス対策商法

「これを貼れば訪問販売のセールスマンが来ない」と、ステッカーの訪問販売に来る。なかには2990円で売りつけるものもある（クーリングオフができるのは3000円からなので、この場合はクーリングオフができない）。

「3万円で迷惑電話がかかってこないようになります」という手口もある。

関連：資格商法

【ら行】

●靈感商法

最初は悩み相談を装い、「最近、ご家族やご親族の中に不幸な出来事はありませんでしたか」「あなたはいま悩みを抱えているでしょう」と家族や家庭の財産のことを

細かく聞き出す。弱みを知ると徹底的につきまとい、「あなたの家には悪霊がとりついている」「放っておけばたたりがある」と脅し、高額な壺、印鑑、多宝塔、宝石、毛皮、絵画などを売りつけたり、献金と称して高額なお布施・祈祷料を請求したりする商法。

●霊視商法

運命鑑定・霊鑑定など、宗教的な方法で、健康・仕事・家族などの悩み事相談に応じ、苦しみを解消してくれるという商法。

問題は広告表示で、チラシには「悩みを解決します。あなたの悩みは霊障かもしれない。霊障鑑定を。鑑定料3000円」と書いてあっても、いざ行ってみると、それでは済まない。数十万から百万円以上のお布施や祈祷料を求められることがある。

【わ行】

●ワンギリ

自分の携帯電話にかかってきた着信記録を見て、その電話番号にかけ直すと、ツーショットダイヤルやアダルト番組の案内につながり、後から利用料の請求が来るというもの。相手はコンピューターで適当な電話番号にあてて何万回と電話をかけており、着信音を1回鳴らしただけで切るため「ワン（1回）切り」と呼ばれている。

知らない着信番号には電話をしないのが一番であるが、万一電話をして音声を開いてしまっても、あらかじめ契約をしている場合や「0990」で始まる「ダイヤルQ2」の電話番号でない限りは、それだけでお金を支払う必要はない。架空請求同様、人の弱みに付け込んでお金をだまし取ろうという手口なので、無視するのが一番。

関連：架空請求・不当請求詐欺

2. 困った時の相談窓口

●埼玉司法書士会

〒330-0063 さいたま市浦和区高砂3-16-58

TEL..048-863-7861 FAX..048-864-2921

専門の司法書士による電話無料相談

毎週月曜 13時～16時 048-838-1889

●埼玉県消費生活支援センター

〒333-0844 川口市上青木3-12-18 SKIPシティ A1街区2階

TEL..048-261-0999 FAX..048-261-0962

●埼玉県消費生活支援センター川越

〒350-1124 川越市新宿町1-1-1 埼玉県川越地方庁舎分館

TEL..049-247-0888 FAX..049-247-1091

●埼玉県消費生活支援センター春日部

〒344-0038 春日部市大沼1-76 埼玉県春日部地方庁舎 2F

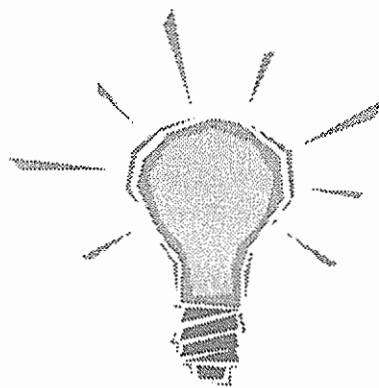
TEL..048-734-0999 FAX..048-739-1152

●埼玉県消費生活支援センター熊谷

〒360-0014 熊谷市箱田5-13-1

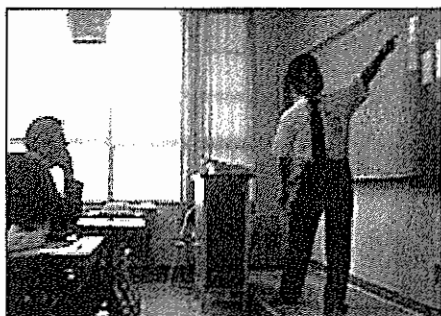
TEL..048-524-0999 FAX..048-525-6316

このほかにも、各市町村に消費生活センターや消費者相談の窓口があったり、弁護士会でも相談を受け付けています。





高校生法律講座



講義風景の映像をこちらからご覧いただけます

私ども司法書士は、日々クレジット・消費者金融トラブルに関する相談活動など、消費者問題についても広く社会活動や研究活動を行っております。

近年の長引く不況の影響もあり、クレジットカード・消費者金融によるトラブルや自己破産の申立件数は増大する一方であり、また若年層を狙う悪質商法の被害も後を絶ちません。

そこで、社会に巣立ってゆかれる高校生を対象に、消費者被害に遭わないための知識を身につけて頂くことを目的とした「高校生法律講座」を開催しております。平成17年度は、大阪府内の63の高校で合計138講座を開催致しました。

この講座では、日頃消費者被害の問題に取り組んでいる司法書士が講師となり、クレジットカードや消費者金融、悪質商法、基本的な法律の知識などについて、寸劇や資料のマンガなどを交えながらわかりやすく説明致します。尚、この講座開催の費用は無料です。

社会科、家庭科、商業科等の授業の一環として、また、総合的な学習の時間や進路に関する取り組みの一環として、この講座をご利用頂ければと考えています。

また、当会では、法教育の研究、推進の取り組みをしています。法教育とは、「法律専門家ではない一般の人々が、法や司法制度、これらの基礎になっている価値を理解し、法的なものの考え方を身に付けるための教育を特に意味するもの」であり、「法律の条文や制度を覚える知識型の教育ではなく、法やルールの背景にある価値観や司法制度の機能、意義を考える思考型の教育であること、社会に参加することの重要性を意識付ける社会参加型の教育であること」に大きな特色を持つ教育です。(法教育研究会『意見書』より)

法教育の要素を取り入れた消費者教育の実践も試みていますので、法教育の実施についてのご相談にもお応えしております。

消費者教育、法教育以外の内容の講座についても、ご希望がありましたらお問い合わせください。

お問い合わせは大阪司法書士会事務局まで TEL(06)6941-5351

高校生のためのマンガ・悪質商法 ～トラブル警報発令中～



漫画: 河村 真理子 大阪司法書士会 消費者問題対策委員会

PDFデータでご覧いただけます。(2MB)

お問い合わせ: 大阪司法書士会事務局 TEL(06)6941-5351



こんな声が届いています。

悪質商法部分についての感想

・悪質商法はけっこう身近にあるもんだなと思いました。

- ・普通に聞いていると「悪質商法」だなんて思うけど、ホンマにこういう状態になってしまったら自分もだまされそうだった。こわいです。
- ・マルチマがい商法のことがよくわかった。
- ・好きって言う気持ちを利用して悪質をする人は本当に最低だと思う。そんな事をする人は一生幸せになれないと思った。
- ・自分は絶対ない！！と自信を持たない方がいいと思った。
- ・悪徳商法はすごく怖いと思った。難波とか行ったらそういうのがよくあるからこれからは気をつけようと思った。
- ・梅田のアンケートは危険なものもあると分かった。
- ・働き先でもこんなことがあるなんて驚きました。
- ・インターネットについてはよく参考になりました。オークションもよく利用するのでけっこうためになりました。
- ・しっかり断る事が大事！
- ・自分自身でひっかからんように気をつけないと駄目や！
- ・求人情報を見たときに、良すぎる内容とかをみかけたので、気をつけたほうがいいと思った。(注・就職商法の説明に対して)
- ・悪質商法に引っかからないようにYes、Noをはっきり言えるようにしなければと思った。
- ・声かけられても住所、電話番号、名前は書かない。
- ・知らん人についていったらあかん。
- ・クーリングオフのことをもっと知りたい。
- ・梅田、みなみとか行った時におけるキャッチの人らの対処方法をもっと知りたい。
- ・キャッチセールスの断り方などがわかってよかったです。
- ・契約の取消方法がわかってよかった。
- ・不当請求についてもっと知りたい。

消費者金融部分についての感想

- ・消費者金融の仕組みがとてもよく分かった。
- ・お金を借りるということはいへんなことだと、よく分かった。
- ・保証人には絶対になってはいけないと思った。保証人になったらお金を借りなくてもあんなに厳しい取立が来るんだと思った。
- ・取り立ての怖さを知った。あんなにすごいとは思わなかった。
- ・ちょっとした金利でも一括で返すのと月々で返すのでは全然返す値段が違う事が分かった。
- ・サラリーマンが300万円借りたら一生かかって返せないとはじめて知った。
- ・今、大阪で40人に1人が自己破産しているのを知って驚きました。
- ・国で定められている利子が約30%と、そんなに高いとは知らなかった。
- ・クレジットカードは使ったらあかん。
- ・クレジットカードは借金といっしょ。
- ・はっきり断ること
- ・早く断る
- ・うまい話にはのらない。
- ・お金を借りて返していくときの利息の計算がよくわからなかった。
- ・利息の話を知らなかったから、知れてよかった。
- ・利息も払わないといけなことがわかった。
- ・自己破産についてもっと知りたい。

全体に関する感想

- ・口約束でも契約になると知らなかったの、あんまり軽く口約束をしたらあかんと思った。
- ・お金は大事だと思った。
- ・なんでも相談できる友人・家族を作ろうと思いました。
- ・この講座を聞いて必要なもの以外は絶対には買わないほうがいいと思いました。
- ・とにかくうまい話には足を踏み入れないようにしようと思う。後でお金も友達も失うならばお金が少ないが友達に失いたくない。
- ・家族にも今日の話を教えたいと思いました。
- ・ささいな事で借金まみれになるのはイヤだから、契約書をしっかり見てだまされないようにしないとしました。
- ・聞くより見る方が分かりやすいので、コントみたいになっていたのでもわかりやすかったです。
- ・人間は本当に強欲だと思った。
- ・ちょっとリアルに思えた・・・こわくなったー。

- ・劇があつたらとてもおもしろく理解できた。
- ・面白いからいろんな職種の人の話を聞きたい。
- ・もっとこういう機会を作してほしい。
- ・精一杯ひっかからないようにガンバリたいです。
- ・人をだます仕事が多い事を知った。若者もだけど特に老人がひっかかると思う。
- ・自分や友達や家族とかが失敗しないように、よく勉強しとかなないとだめなことだと思った。みんなに知ってもらわないとだめだと思った。
- ・めっちゃ勉強になって劇とかあつておもしろかったし、わかりやすかった。
- ・将来的に役に立つような内容だったのでよかったと思う
- ・テレビでよくやってたことを言ってた
- ・普段の生徒の状態ではなく、静かに講師の話に耳を傾けていた。コントや小道具を使った内容に少しは興味をもった様です。(教員アンケートより)
- ・感想・反応共にとても良かったと思います(教員アンケートより)
- ・授業中の反応は良い方だったが、どれだけ理解できたかは疑問(教員アンケートより)
- ・事前の予想よりは良い反応があつたと思う。質問が多く出されて、生徒に助けられた思いがした。(教員アンケートより)
- ・今回は悪徳商法にひっかからない為の講座であつたが、被害にあつた場合、具体的にどうなるのかという実例を生徒諸君に知らせた上で行ったほうがより効果的だったと思われます。(教員アンケートより)
- ・コントはいやだなあと思っていたが、生徒はけっこう興味を持っていたと思う。クイズを進めていくうちに、生徒もだんだん理解していったと思う。(正解率がだんだん上がっていった。)(教員アンケートより)

このページのトップへ

Copyright (C) 2005 Shiho-Shoshi Lawyer's Association Osaka. All Right Reserved.

『となりの司法書士はたのしい法律家』
京都司法書士会
 KYOTO Shihoushoshi Lawyer's Association

- 京都司法書士会について
- 司法書士の仕事
- 情報公開
- 消費者教育
- 各種相談窓口
- Q&A
- アクセスマップ

- 関連団体
- リンク



[HOME](#) > 消費者教育

司法書士による消費者教育講座

京都司法書士会では、平成12年より消費者問題対策の一環として「消費者教育講座」を実施しております。

司法書士が講師を担当し、時間は約30分～120分(実施校の授業時間等により調整は可能です。)で、内容は次のとおりです。

- 身の回りの契約に関する寸劇と解説
- 保証人・クレジットカードに関する解説
- 悪質商法の事例とその対処法
- 多重債務に関する解説
- その他(中学・高校・大学等の学生、社会人、高齢者・地域住民等、受講者側の性質により希望に応じます)

振り込め詐欺など様々な消費者被害を防ぐため、今年度も「消費者教育講座」を実施いたします。ご興味のある方は、当会までお問い合わせ下さい。

-
- [全国初「司法書士と「国語の先生とのコラボレーション授業」を実施しました。](#)
 - [過去の実施状況](#)
 - [アンケート回答例](#)
-

京都司法書士会は、消費者教育活動として、全国初の「司法書士と国語の先生とのコラボレーション授業」を実施しました

★コンテンツ

▶ 「会社法」が新し
新会社法
 会社の登記は司

▶ 「不動産登記法」
新不動産

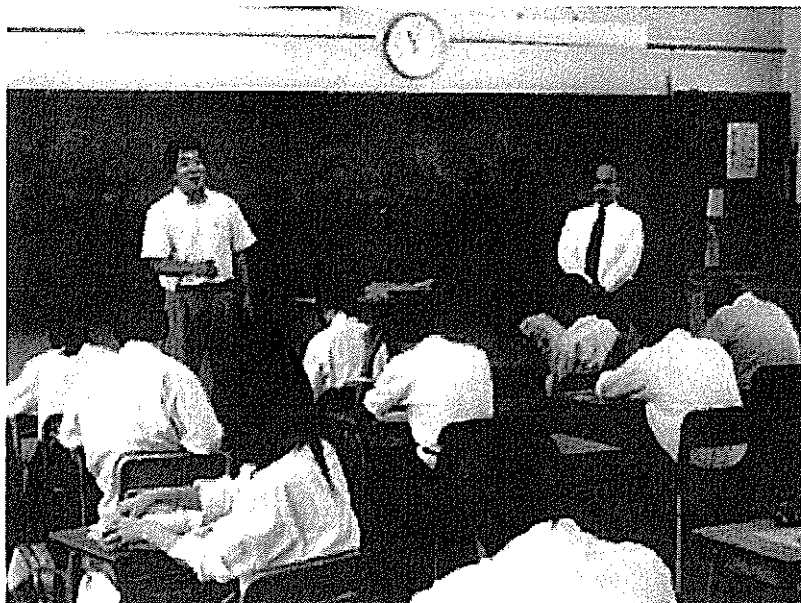
▶ リーガルサポー
成年後見
 権利や財産を守

▶ 南丹市・京丹波
「みちしる

▶ 法律・登記・多
あなたの住
 京都市・京都府

▶ **京都司法書**

▶ **各種相談窓**



(コラボレーション授業の様子)

平成17年9月16・27・28日の3日間、京都府立八幡高等学校において、国語の時間に教師と司法書士がコラボレーション(協同)授業を行いました。

この授業は、生の契約書を使うなどして「契約とは何か?」「契約をめぐる表現方法」を生徒たちに考えてもらう授業です。

消費者金融の問題やアルバイトに関する法律問題、生徒と寸劇『親友から頼まれた保証』を交え、教室内に一体感と活気のある授業ができたと感じております。今後も、消費者教育・法教育の一助となるよう、柔軟な対応により実施しますので、当会の『消費者教育講座』のご利用につき、奮ってご応募ください。

過去の実施状況

年度	高校	大学	その他
平成12年	1		
平成13年	4		
平成14年	8	2	
平成15年	7	2	
平成16年	9(注1)	5	1(注2)

(注1) うち1校では全学年の全クラスで個別に実施

(注2) 高校PTA会合において近隣住民を招いて実施

君に伝えたい
～その先にあるもの～
消費者教育講座
講師派遣



若い、若者もとりまき参加は、高層ビル、自営事業の現状の中、ますます激しさを増しております。そんな中、若者の間でより一歩徹底した消費者教育による啓蒙が必要とされています。これは若者の法意識の向上に本質的に結び付いた教育でもあります。

この講座は、若者が関心のある内容であることと、若者の生活に身近な内容であることとを重視して行います。

人を動かす力ではなく、信じてもらう力
京都司法書士会

1. 講座の内容

● 消費者教育の重要性、目的、効果
● 消費者教育の現状と課題
● 消費者教育の推進方法
● 消費者教育の成果と評価

2. 実施方法

● 定員：20名以内
● 会場：任意の会場
● 時間：1時間～2時間
● 費用：無料（講師の交通費は別途）

3. お問い合わせ・資料請求

京都司法書士会
〒600-8588 京都府京都市下京区西ノ京1-1-1
TEL: 075-221-1111 FAX: 075-221-1112
E-MAIL: kyo-syosho@kaiyosyo.jp

アンケート回答例

「司法書士による消費者教育講座」アンケート（回答数 254人）

平成16年度実施した高校の中からある1校での集計抜粋

<問1>友人からお金を貸して欲しいと頼まれたことがありますか？

A. ある 202人 B. ない 52人

<問2>「ある」と答えた人にお聞きします。その時貸しましたか？

A. 貸した 181人 B. 貸してない 21人

<問3>「貸した」と答えた人にお聞きします。金額はどのくらいですか？

A. 数百円 99人 B. 数千円 59人 C. 数万円 24人 D. 数十万円 0人

<問4>将来、保証人になって欲しいと頼まれたらどうしますか？

	講座を聞く	
	前	後
A. 引き受ける	3人	1人
B. 金額によっては引き受ける	49人	25人
C. 断る	202人	228人

<問5>クレジットカードで買物ができることを知っていましたか？

A. 知っていた 253人 B. 知らなかった 1人

<問6>クレジットカードを持っていますか？

A. 持っている(1枚) 5人 B. 持っていない 249人

<問11>今日の講座のうち、関心があるものは何ですか？いくつでも結構です。

	関心のあるもの
1. 契約について	49人
2. 保証人について	78人
3. クレジットカードについて	62人
4. 悪質商法について	125人
5. 多重債務について	44人

<問12>今日の講座について感想や意見を書いて下さい

(多数意見・感想を多い順に抜粋)

1. (都会に出たら)(悪質商法に)引っ掛からないように気をつけたい。
これから気をつけようと思った。(74名)
2. ためになる話だった。勉強になった。知らないことがわかった。(48名)
3. 聞こえにくかった。(36名)
4. 保証人にならないでおこうと思った。(26名)
5. あまりよく分からなかった。話がむずかしかった。(15名)
6. 世の中は恐ろしいと思った。初めて社会の恐ろしさを感じた。(12名)

(少数意見・感想から抜粋)

1. どんなに仲が良くてもむやみにお金を貸すのはやめようと思った。
2. 友達に頼まれたら断れるかどうか心配。
3. ちゃんと聞けばよかった。
4. ちゃんと聞けばよかった。
5. 今日聞いたことが参考にできたらいいと思った。
6. お金は人生を狂わせてしまう恐いものだと思った。

● 各種相談窓口 ● Q&A ● 関連団体 ● リンク ● アクセスマップ ● 個人情報保護方針

Copyrights(C)2007.KYOTO Shihoushoshi Lawyer's Association All Rights Reserved.